

**令和3年度
情報公開・個人情報保護制度
運用状況報告書**

令和4年8月

宮崎市

目次

I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求（申出）の件数及びその処理状況	9
2	実施機関別の請求（申出）件数及びその処理状況	10
3	請求者の内訳	11
4	非公開理由の適用状況	11
5	審査請求の状況	12
6	情報提供の状況	12

III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示・訂正請求の件数及びその処理状況	21
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	21
3	不開示理由の適用状況	22
4	審査請求の状況	22
5	事務の届出状況	23

V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（令和3年度）	24
2	個人情報開示請求の内容と処理状況（令和3年度）	73
3	情報公開関係例規	75
4	個人情報保護関係例規	88

I 情報公開制度の概要

1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

(2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

(3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

(4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人をいいます。

(2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
 - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
 - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

(3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、全ての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

(5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

(6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

(7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く。）

ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

(8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

(9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

(11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

(12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

(13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

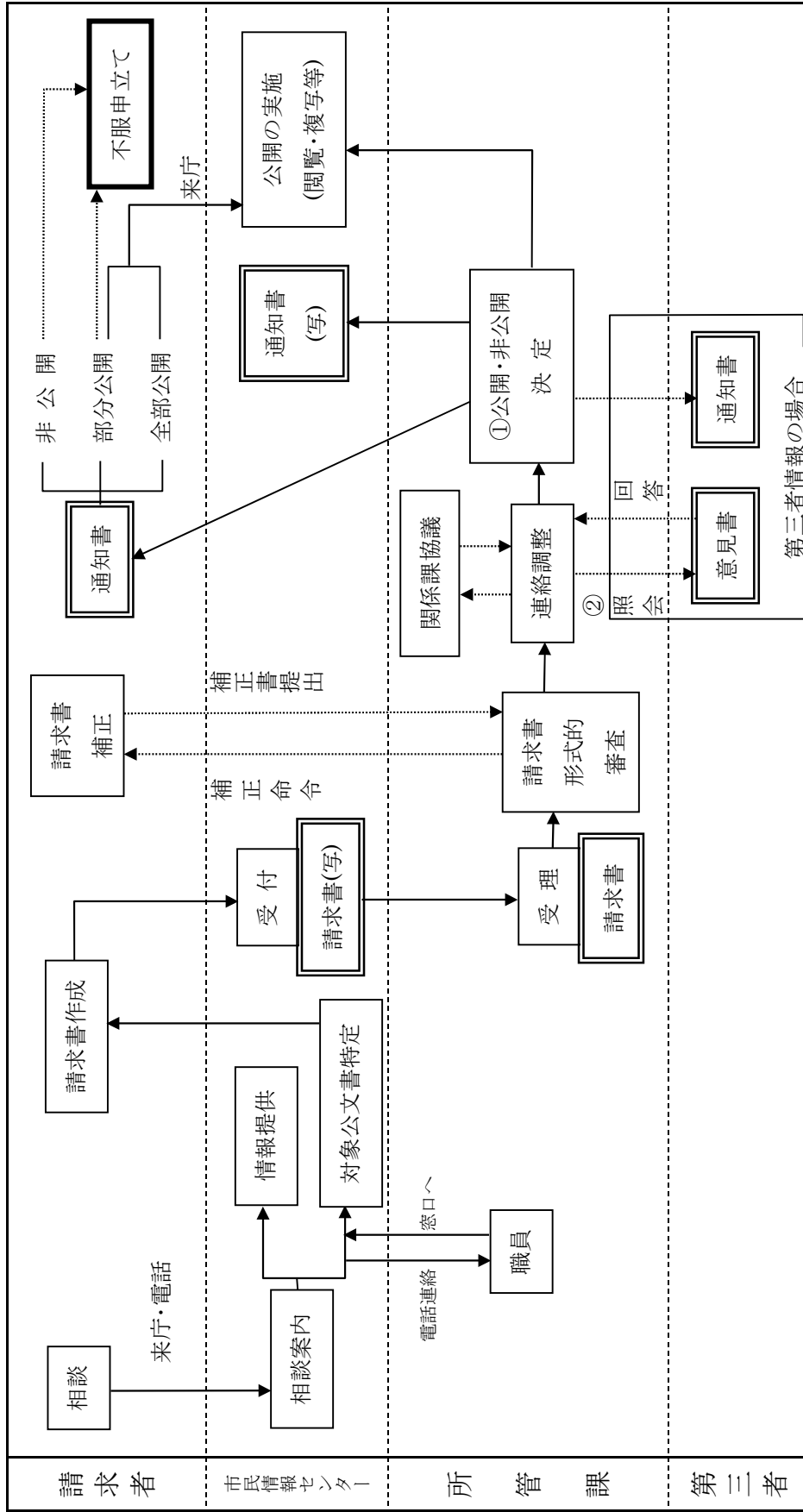
(14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

(15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

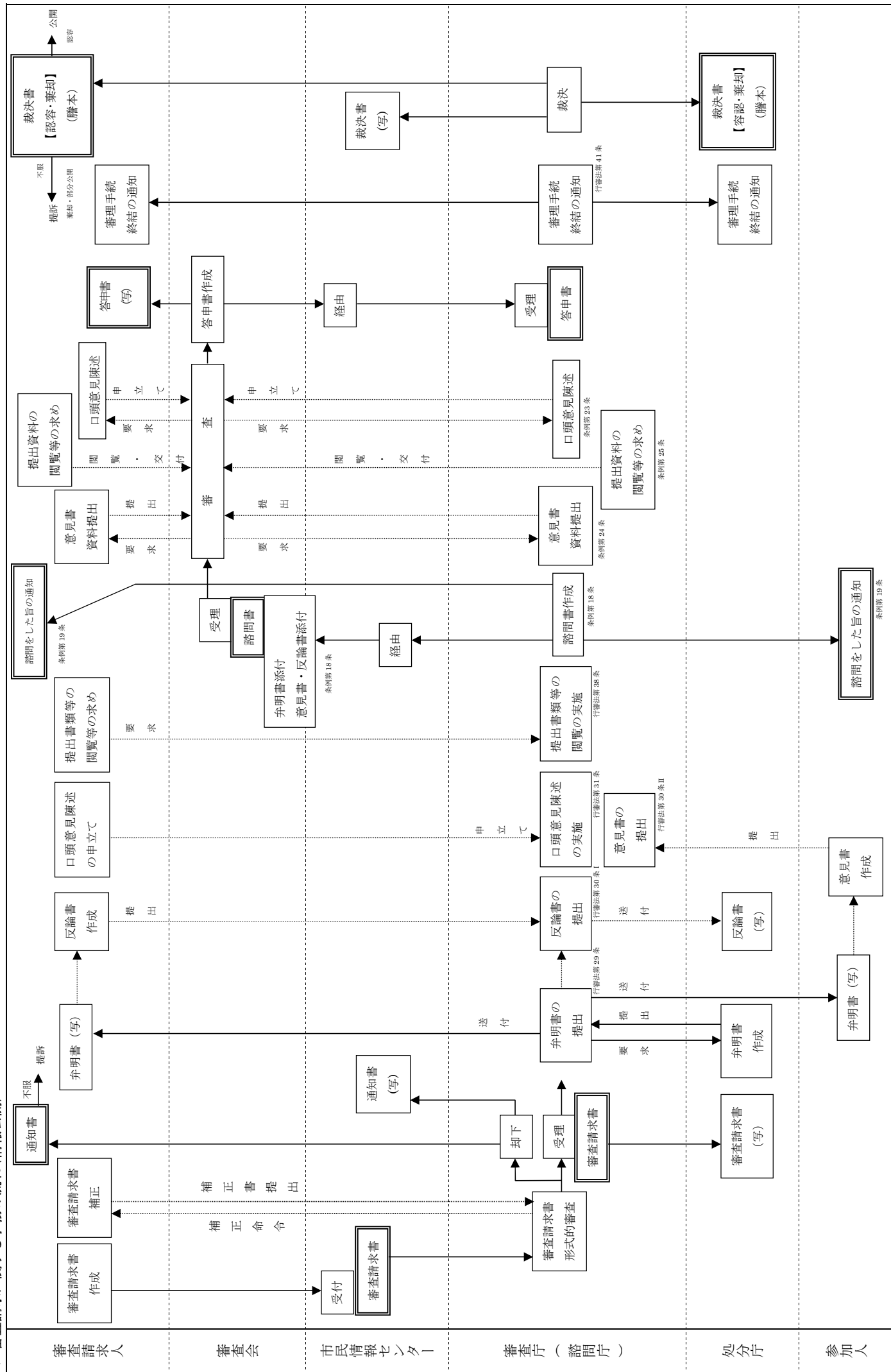
3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

- ① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。
- ② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。

4 審査請求に関する事務の流れ (情報公開)



5 情報公開制度導入までの経過

(1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究及び条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

(2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表及び学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

(3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開及び新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

平成30年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（個人情報保護法の改正に伴うもの）
-------------	---------------------------------

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

令和3年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 令和3年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	595	390	181	17	12	7
申出	266	198	43	23	23	2
合計	861	588	224	40	35	9

2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

令和3年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 令和3年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	662	76.9%	請求	273	119	10	7	4	406	3
			申出	192	41	22	22	1	256	0
			計	465	160	32	29	5	662	3
議会	0	0.0%	請求	0	0	0	0	0	0	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0.2%	請求	0	2	0	0	0	2	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	2	0	0	0	2	0
監査委員	0	0.0%	請求	0	0	0	0	0	0	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0.0%	請求	0	0	0	0	0	0	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	15	1.7%	請求	6	1	4	3	1	12	0
			申出	1	1	1	1	0	3	0
			計	7	2	5	4	1	15	0
上下水道事業管理者	98	11.4%	請求	91	3	1	0	2	97	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	92	3	1	0	2	98	0
消防長	82	9.5%	請求	20	54	2	2	0	76	0
			申出	4	1	0	0	1	6	0
			計	24	55	2	2	1	82	0
公立大	2	0.2%	請求	0	2	0	0	0	2	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	2	0	0	0	2	0

合計	861	100%	請求	390	181	17	12	7	595	3
			申出	198	43	23	23	2	266	0
			計	588	224	40	35	9	861	3

3 請求者の内訳

令和3年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 令和3年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	86	14.5%	7	2.6%	93	10.8%
市内に事務所等を有する者	487	81.8%	6	2.3%	493	57.3%
市内の事務所等に勤務する者	16	2.7%	1	0.4%	17	2.0%
市内の学校に在学している者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
事務事業に利害関係を有する者	6	1.0%	4	1.5%	10	1.2%
その他の申出	0	0.0%	248	93.2%	248	28.8%
合計	595	100%	266	100.0%	861	100.0%

4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和3年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	160	45.7%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	94	26.9%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	1	0.3%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	6	1.7%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	52	14.9%
条例第9条 公文書存否情報	2	0.6%
不存在(一部不存在を含む。)	35	10.0%
合計	350	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和3年度においては、審査請求が1件ありました。

表5 令和3年度 審査請求の状況

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
審査請求	令和3年 4月27日	宮崎市立図書館運營業 務受託事業者職員の出 退勤記録	教育委員 会	令和3年9月30日 令和4年5月27日
				実施機関が行った非公開決定に対する審査請求について、棄却されるべきとする審査庁の考え方は、妥当である。

6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成及び取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用し、閲覧に供することで、これらの情報を広く提供しています。

また、所管課に保管されている行政資料についても、所管課において閲覧できることとしています。

なお、市民情報センターでは、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

Ⅲ 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

(2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

(3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

(4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

(5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

(6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

(7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

(8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときの手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

(11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

(12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

(13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

(14) 事業者が保有する個人情報の保護

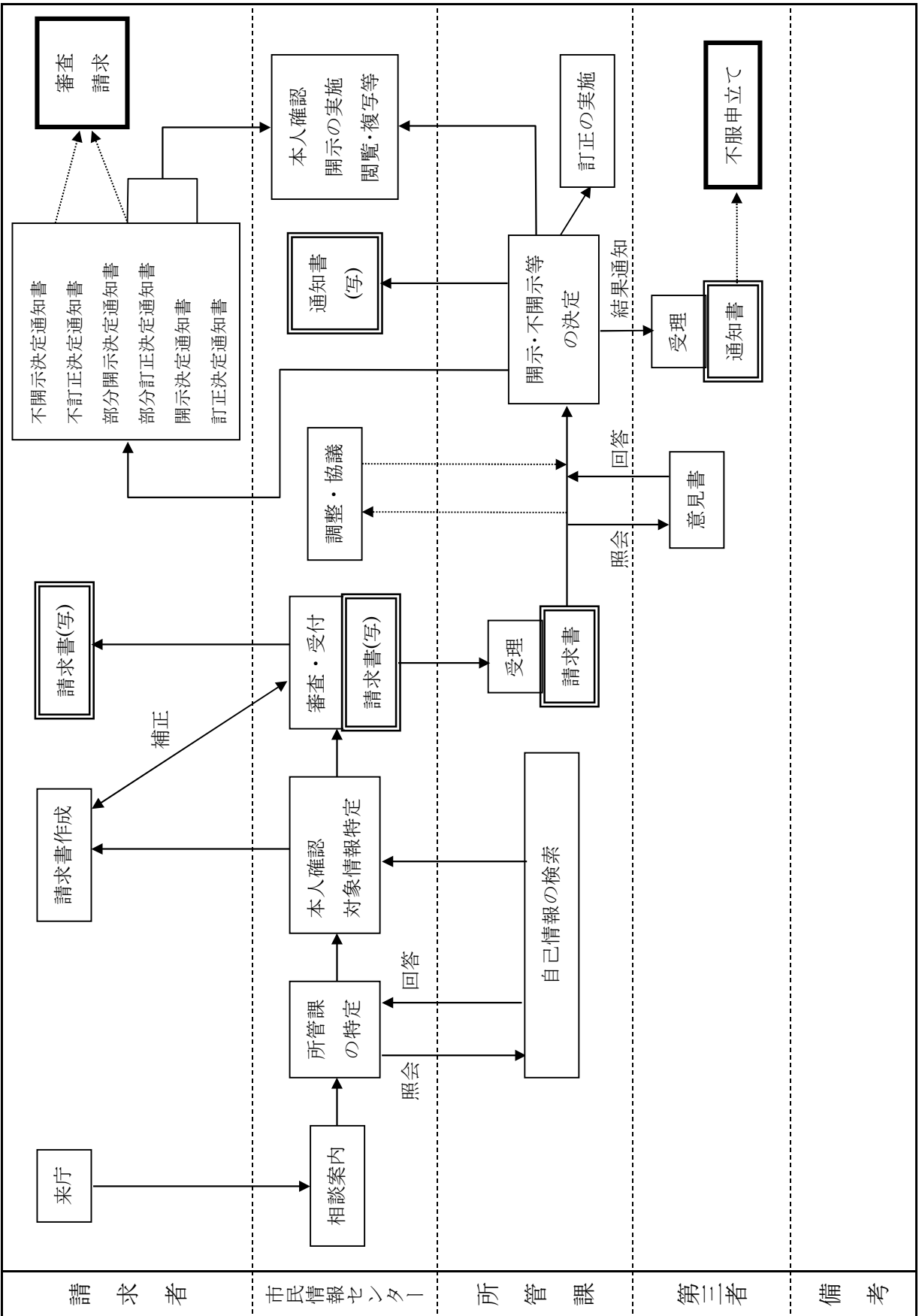
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

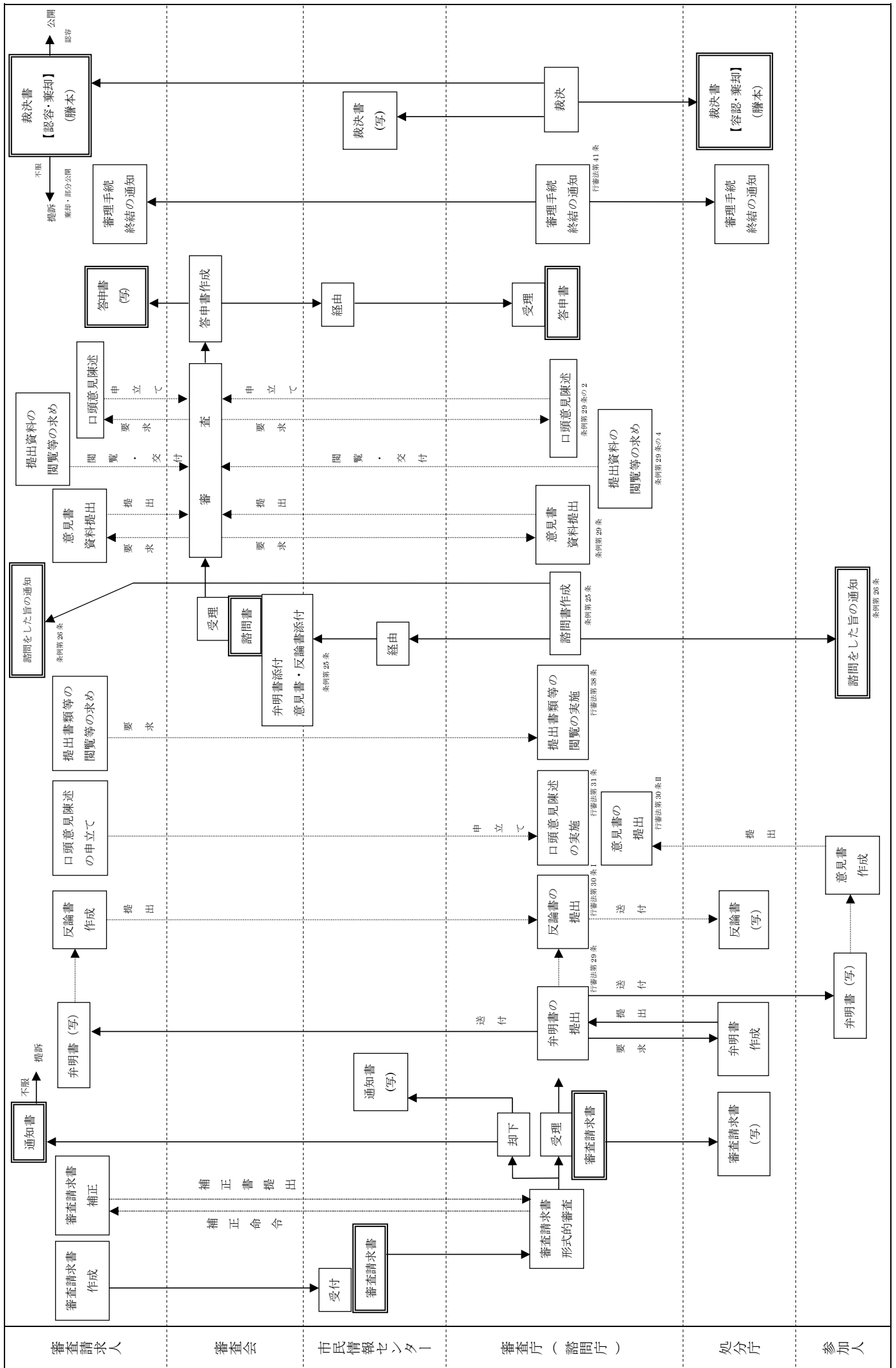
(15) 市民が保有する個人情報の保護

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければなりません。

3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 審査請求に関する事務の流れ（個人情報開示）



5 個人情報保護制度導入までの経過

(1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

(2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年 5月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（個人情報を訂正した場合の通知先に関するもの）
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）
平成30年 3月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（要配慮個人情報の取扱いを定めるもの）

令和 3年 9月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(個人情報を訂正した場合の通知先に関するもの)
令和 4年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴うもの)

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正請求の件数及びその処理状況

令和3年度における個人情報の開示請求件数及びその処理状況は次のとおりです。
 なお、訂正・利用停止の請求はありませんでした。

表1 令和3年度 開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示		取下げ
				うち不存在	
63	32	21	8	8	2

表2 令和3年度 訂正請求の処理状況

訂正請求 件数	処理状況			
	訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
0	0	0	0	0

2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

令和3年度における実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。

表3 令和3年度 実施機関別開示請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	46	73.0%	31	13	2	2	0	46	2
教育委員会	10	15.9%	1	2	6	6	1	10	1
消防長	7	11.1%	0	6	0	0	1	7	0
合計	63	100%	32	21	8	8	2	63	3

3 不開示理由の適用状況

開示請求に係る不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和3年度 不開示理由別集計表

項 目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	2	6.3%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	1	3.1%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	1	3.1%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	0	0%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	19	59.4%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	1	3.1%
不存在（一部不存在を含む。）	8	25.0%
合計	32	100%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和3年度においては、審査請求が3件ありました。

表5 令和3年度 審査請求の状況

請求年月日	対象文書	受付機関	諮問年月日
令和3年4月1日	いじめに関する一切の文書等	教育委員会	(審理手続中)
令和3年11月14日	請求人の子の学齢簿	教育委員会	(審理手続中)
令和4年1月7日	請求者の母の生活保護ケース記録	市長	(審理手続中)

5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表6 令和3年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	2	0	0
	総務部	1	0	0
	危機管理部	1	0	0
	税務部	0	1	0
	地域振興部	2	0	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	1	0	0
	清武総合支所	0	0	0
	環境部	1	0	0
	福祉部	1	1	0
	子ども未来部	5	0	0
	健康管理部	2	3	0
	農政部	0	0	0
	観光商工部	0	0	0
	建設部	0	0	0
	都市整備部	0	0	0
	会計課	0	0	0
	教育委員会	2	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	1	0	0	
消防長	0	0	0	
議会	0	0	0	
公立大	0	0	0	
合計		19	5	0

V 資料

1 情報公開請求申出の内容と処理状況(令和3年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年3月22日～令和3年3月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年3月22日～令和3年3月31日までの受付分		4/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課
2	4/1	請求	宮崎市内において令和3年3月1日から令和3年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日		4/13	公開		保健衛生課
3	4/1	請求	宮崎市管内における令和2年度(令和3年3月31日現在)の柔道整復施術所の新規開設届出数、休止届出数、廃止届出数と令和2年度末の施設数 宮崎市館内における平成28年度から令和2年度までの各年度の柔道整復施術所の開設施術所名と開設者、廃止施術所名とその開設者。		4/14	公開		保健医療課
4	4/1	申出	令和3年3月31日現在における宮崎市内のあん摩・マッサージ指圧・はりきゅう施術所施設名称、施設所在地、開設者氏名、業務の種類の一覧		4/14	公開		保健医療課
5	4/1	請求	・診療所一覧(令和3年3月31日現在) ・診療所廃止一覧(令和3年1月1日から令和3年4月1日) ・薬局一覧(令和3年4月1日現在) ・薬局廃止一覧(令和3年1月1日から令和3年4月1日) 【必要項目】 [診療所]医療機関名・住所・開設者・開始年月日・廃止年月日 [薬局]薬局名・住所・開設者・有効期間開始日及び終了日・薬局の許可番号・廃止年月日		4/12	公開		保健医療課
6	4/2	請求	宮崎市恒久二丁目□□□「〇〇〇」の自動火災報知設備に係る平面図、及び系統図		4/7	公開		南消防署
7	4/5	請求	市立図書館が、月刊誌「特選街」2021年(令和3年)3月号と同「日経トレンドィ」2021年(令和3年)3月号を受け入れた年月日及び時分秒			取下		生涯学習課
8	4/5	請求	令和3年4月3日に供用開始する都市計画道路昭和通線の小戸之橋架替を含む前後の区間(吾妻町から城ヶ崎4丁目まで約1048m区間(うち橋梁部506m))の道路形状のわかる工事平面図		4/6	公開		市街地整備課
9	4/5	申出	宮崎市内において令和3年3月1日から令和3年3月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		4/16	公開		保健衛生課
10	4/5	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		4/16	公開		保健衛生課
11	4/5	申出	宮崎市内において令和3年3月1日から3月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		4/16	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
12	4/5	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		4/16	公開		保健衛生課
13	4/5	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く)・申請者氏名・種目・初回許可年月日・終了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		4/16	公開		保健衛生課
14	4/5	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧(施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名)		4/16	公開		保健衛生課
15	4/5	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までに、宮崎市内で新規開設した、あん摩・鍼・灸施術所、柔道整復師施術所の一覧。 【必要項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		4/14	公開		保健医療課
16	4/5	請求	宮開第125号 令和3年3月26日付け 部分公開決定通知書により公開された公開請求に係る公文書の件名「各事例一覧表」のうち 回22、回72、回81、回100 それぞれについて、当該開発行為の許可申請書類に添付された付近見取図		4/16	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課
17	4/5	請求	宮開第125号1 令和3年3月26日付け 部分公開決定書に記載された公開請求に係る公文書の件名の①②③④について、それぞれの事業形態(公に示された法律等に基づく事業形態)		4/16	非公開	文書不存在	開発審査課
18	4/5	請求	宮開第125号1 令和3年3月26日付け 部分公開決定通知書に記載された公開請求に係る公文書の件名の④についての付近見取図		4/16	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課
19	4/6	請求	平成19年6月29日の判決(平成19年(行力)第3号)に係る非公開決定書の写し。(判決後に宮崎市が処分を直したものの)		4/20	部分公開	第7条第2号	管財課
20	4/6	請求	R2避難所現況調査(宮崎中央郵便局分)		4/20	部分公開	第7条第2号	地域安全課
21	4/6	請求	宮崎市洪水ハザードマップ(2021保存版)指定避難所(宮崎中央郵便局)決定に係る、宮崎中央東事務所が宮崎市地域安全課に対して発した文書		4/20	非公開	文書不存在	地域安全課
22	4/7	請求	宮崎市立図書館における、月刊誌「特選街」及び「日経トレンド」2021年3月号の受入記録		4/16	公開		生涯学習課
23	4/7	請求	市道光ヶ丘梅野通線外4線樹木管理業務委託の金入り設計書(当初)		4/12	公開		佐土原・農林建設課
24	4/7	申出	宮崎市保健所管轄内で令和元年12月1日から令和3年3月31日に新規で開設した医科診療所、病院の施設一覧※すでに廃業しているものは除く ①施設名称 ②施設の所在地 ③開設者(届出者)の氏名 ④診療所の電話番号(可能なもの) ⑤開設年月日⑥診療科目		4/28	公開		保健医療課
25	4/7	申出	宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業従前図 宮崎広域都市計画事業松小路土地区画整理事業換地図		4/21	公開		区画整理課
26	4/7	請求	令和3年3月22日開札の北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)の金額入り工事設計書		4/9	公開		道路維持課
27	4/8	請求	宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟新築工事のうち電気設備工事の金入り設計書		4/13	公開		建築住宅課
28	4/8	請求	宮崎市市民プラザオールブライトホール調光操作卓更新工事の金入り設計書		4/13	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
29	4/8	請求	1. 大淀川処理場事務室2F移転工事 2. 大塚台1号中継ポンプ場受電設備外改築工事の金入り設計書		4/16	公開		下水道施設課
30	4/8	請求	令和3年度宮崎市下水道事業公共柵設置工事(単価契約4月～3月)の金入り設計書		4/22	非公開	第7条第6号	下水道整備課
31	4/8	請求	令和3年度高岡北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約)宮崎市高岡町北部一円の金入り工事設計書		4/14	公開		高岡・農林建設課
32	4/9	請求	1. 加江田地区下水道管敷設工事(2-1工区) 2. 希望ヶ丘地区下水道管敷設工事(2-1工区)の金入り設計書		4/12	公開		下水道整備課
33	4/12	請求	旅館業営業許可申請者(営業者) 宮崎市□□□ ○○○ tel:0985-△△-△△△△		4/26	公開		保健衛生課
34	4/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年4月1日～令和3年4月11日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年4月1日～令和3年4月11日までの受付分		4/13	部分公開	第7条第2号	建築行政課
35	4/13	請求	合流地区管渠改築工事(2-15工区)金入り設計書		4/16	公開		下水道整備課
36	4/15	請求	境界立会申請書 「宮崎市大字島之内□□□の一部(平成○年○月○日立会)」		4/27	部分公開	第7条第2号	用地管理課
37	4/15	請求	宮崎市立穆佐小学校西校舎2階多目的室空調設備整備工事 宮崎市立赤江中学校図書室空調機更新工事 宮崎市立宮崎南小学校職員室系統空調機更新工事 宮崎市立小松台小学校コンピュータ室空調機更新工事 宮崎市立青島中学校コンピュータ室空調機更新工事 宮崎市立清武中学校1年職員室空調設備更新工事 の金額入り設計書		4/21	公開		学校施設課
38	4/15	請求	宮崎市立住吉南小学校児童クラブ空調機設置工事 宮崎市立潮見小学校児童クラブ空調機設置工事 大淀川学習館空調設備更新工事(その2) の金額入り設計書		4/23	公開		生涯学習課
39	4/15	請求	片瀬・下山地区学習等供用施設空調設備更新工事 黒田地区学習等供用施設空調設備更新工事 田島地区学習等供用施設空調設備更新工事 田ノ上地区学習等供用施設空調設備更新工事 生目地域複合型施設新築工事のうち空調・換気設備工事の金額入り設計書		4/21	公開		地域コミュニティ課
40	4/15	請求	宮崎市中央卸売市場青果水産棟空調設備更新工事(その2) 宮崎市中央卸売市場青果水産棟空調設備更新工事(その1) の金額入り設計書		4/20	公開		市場課
41	4/15	請求	宮崎市大塚台児童センター遊戯室空調設備設置工事 宮崎市住吉児童センター遊戯室空調設備設置工事 の金額入り設計書		4/28	公開		子育て支援課
42	4/15	請求	宮崎市赤江地域センター空調設備更新工事の金額入り設計書		4/16	公開		管財課
43	4/16	申出	令和3年3月1日から令和3年3月31日までに新規確認を受けた理容所・美容所の一覧表。(理容所は新規確認なし)(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、申請・届日、開設者名)		4/23	公開		保健衛生課
44	4/19	請求	令和3年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		4/20	公開		道路維持課
45	4/19	請求	令和3年度中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の当初金入り設計書		4/23	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
46	4/19	請求	令和3年度錦町通線外2線草花植栽業務委託の金入り設計書		4/28	部分公開	第7条第6号	景観課
47	4/19	請求	令和2年度4月～3月落札率(総計)		4/27	公開		契約課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
48	4/20	申出	令和3年1月1日から直近のものまでの建築計画概要書		4/27	公開		建築行政課
49	4/20	請求	宮崎市内における特定建築物のリスト(令和3年4月20日時点)の次の事項 ①名称		4/27	公開		保健衛生課
50	4/20	申出	昭和50年11月の宮崎市航空写真C-8-10		4/21	公開		都市計画課
51	4/20	請求	宮崎市内に於いて令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分 ②営業所の屋号 ③営業所の住所及び郵便番号 ④営業者の氏名 ⑤営業所の電話番号		4/30	公開		保健衛生課
52	4/20	請求	宮崎市内に於いて令和3年1月1日から令和3年3月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者名含む) ⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、短期営業等を除く		4/30	公開		保健衛生課
53	4/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年4月12日～令和3年4月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年4月12日～令和3年4月20日までの受付分		4/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
54	4/21	請求	〇〇〇(宮崎市橘通東三丁目〇〇〇)の消防用設備等設置届出書に添付の図面一式		4/28	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
55	4/22	請求	宮崎市下原町〇〇〇の〇〇〇の建物平面図		4/27	部分公開	第7条第2号	北消防署
56	4/23	請求	平成28年度から令和3年度までの宮崎市立宮崎小学校6校 自家用電気工作物保安管理業務委託(北部1)ほか 全19件		4/27	部分公開	第7条第6号	学校施設課
57	4/23	請求	境界立会申請書「宮崎市南方町〇〇〇、〇〇〇(平成〇年〇月〇日立会)」		5/6	部分公開	第7条第2号	用地管理課
58	4/23	申出	令和2年度(令和1年度保管状況分)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等の届出に係る事業別集計表		4/28	公開		環境指導課
59	4/23	請求	宮崎処理場分流No.1汚水ポンプ外電気設備改築工事金額入り設計書 生目台1号中継ポンプ場電気設備改築工事金額入り設計書 鶴島中継ポンプ場自家発電設備改築工事金額入り設計書		4/30	公開		下水道施設課
60	4/23	請求	令和3年4月1日付け新規採用職員名簿		4/27	公開		人事課
61	4/23	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月) R3.3.22入札分金額入り設計書		4/26	公開		道路維持課
62	4/26	請求	障がい児通所支援事業所等に対する給付費の過払いに係る内部調査(職員への聞き取り)報告書		5/10	公開		障がい福祉課
63	4/26	請求	宮崎市の障害者福祉事業所等への給付過払い問題について、宮崎市が令和3年2月19日に明らかにした内部調査結果及びこれに関係する資料一式 「聞き取り詳細版」		5/10	非公開	第7条第6号	障がい福祉課
64	4/26	請求	中島橋外2橋橋梁修繕工事 金額入り設計書		4/28	公開		道路維持課
65	4/26	請求	中尾橋橋梁修繕工事 金額入り設計書		5/7	公開		高岡・農林建設課
66	4/26	請求	宮崎市営住宅生目台195棟外壁改修工事 金額入り設計書		5/10	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
67	4/26	請求	宮崎市営住宅大島西団地174棟外壁改修工事 金額入り設計書		5/10	公開		建築住宅課
68	4/26	請求	宮崎市立赤江東中学校北校舎外壁改修工事 金額入り設計書		5/10	公開		学校施設課
69	4/26	請求	・徳ヶ淵地区学習等供用施設外壁改修工事 ・平松地区学習等供用施設外壁改修工事 金額入り設計書		5/7	公開		地域コミュニティ課
70	4/26	請求	宮崎市旭町児童館外壁改修工事 金額入り設計書		5/10	公開		子育て支援課
71	4/26	請求	生目台配水池No.2外壁塗装工事 金額入り設計書		5/7	公開		浄水課
72	4/26	請求	富吉浄水場ろ過池塗装工事 金額入り設計書		5/6	公開		浄水課
73	4/27	請求	特定非営利活動法人〇〇〇職員名簿		5/11	非公開	第7条第2号	生涯学習課
74	4/27	請求	宮崎市立図書館における業務端末操作時刻及び操作者氏名		5/11	非公開	文書不存在	生涯学習課
75	4/27	請求	宮崎市立図書館における貸出及び返却対応職員記録		5/11	非公開	文書不存在	生涯学習課
76	4/27	請求	宮崎山下原町□□□ □〇〇 建物平面図		4/30	部分公開	第7条第2号	北消防署
77	4/27	請求	宮崎市大字芳土□□□ □〇〇 自動火災報知設備の平面図		5/7	公開		北消防署
78	4/27	請求	宮崎中央通□□□ □〇〇 建物平面図、設備図面		4/30	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
79	4/27	請求	有料老人ホーム〇〇〇からの市への提出書類(設置届を除く)	5/31	5/28	部分公開	第7条第2号、 第3号	福祉総務課
80	4/28	請求	森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書並びにその添付書類(令和□年□月□頃に宮崎市長に提出された、森林所有者を〇〇〇、立木を伐採する権限を有する者を〇〇〇とするもの)		5/10	非公開	文書不存在	森林水産課
81	4/28	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年4月21日～令和3年4月27日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和3年4月21日～令和3年4月27日までの受付分		5/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課
82	4/28	申出	建築計画概要書「令和3年1月1日～令和3年4月30日」に確認されたもの		5/7	公開		建築行政課
83	5/6	申出	建築計画概要書「令和2年10月1日～令和3年3月31日」に確認されたもの		5/7	公開		建築行政課
84	5/6	請求	①加納地区下水道管布設工事(3-1工区) ②加納地区下水道管布設工事(3-2工区) 上記工事の金額入り設計書		5/6	公開		下水道整備課
85	5/6	申出	令和3年4月1日から令和3年4月30日に新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く) ・申請者氏名・種目・初回許可年月日・終了年月日 についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		5/20	公開		保健衛生課
86	5/6	申出	令和3年4月1日から令和3年4月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名)		5/14	公開		保健衛生課
87	5/6	申出	宮崎市内で令和3年4月1日から令和3年4月30日に新規で開設した診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整)の一覧表。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		5/12	部分公開	第7条第2号	保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
88	5/6	請求	宮崎市内において令和3年4月1日から令和3年4月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		5/20	公開		保健衛生課
89	5/7	請求	加納地区下水道管布設工事(3-1工区)の金額入り設計書		5/7	公開		下水道整備課
90	5/7	請求	宮崎市下原町□□□ ○○○ 建物平面図		5/13	部分公開	第7条第2号	北消防署
91	5/7	申出	R3年4月1日から直近のものまでの建築計画概要書		5/13	公開		建築行政課
92	5/7	申出	第6号 R3.4. 7の建築計画概要書		5/13	公開		建築行政課
93	5/10	申出	宮崎市内において令和3年4月1日から令和3年4月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		5/25	公開		保健衛生課
94	5/10	申出	令和3年4月1日から令和3年4月30日の間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		5/14	公開		保健衛生課
95	5/10	申出	宮崎市内で、令和3年4月1日から令和3年4月30日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		5/25	公開		保健衛生課
96	5/11	請求	①西地区7号マンホールポンプ場No.2汚水ポンプ更新工事 ②宮崎処理区マンホールポンプ改築工事(その1)に関わる金額入り設計書		5/20	公開		下水道施設課
97	5/11	申出	田代町□□□、□□□、□□□の境界確定測量図		5/18	部分公開	第7条第3号	用地管理課
98	5/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年4月28日～令和3年5月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年4月28日～令和3年5月10日までの受付分		5/14	部分公開	第7条第2号	建築行政課
99	5/11	請求	旧みやざき歴史文化館屋根及び外壁改修工事の金額入り設計書		5/17	公開		文化財課
100	5/13	請求	東下山1号線道路改良工事(4工区)の金額入り設計書(当初)		5/20	公開		佐土原・農林建設課
101	5/13	申出	令和3年4月1日から令和3年4月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種及び種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		5/25	公開		保健衛生課
102	5/13	申出	現時点内容の住居表示台帳		5/26	公開		区画整理課
103	5/14	請求	加納地区下水道管布設工事(3-1工区)の金入り設計書		5/18	公開		下水道整備課
104	5/14	申出	○○○病院(宮崎市□□□町所在)の正式名称・所在地・廃止日		5/28	非公開	文書不存在	保健医療課
105	5/14	請求	小戸保育所新築工事のうち給排水設備工事の金入り設計書		5/26	公開		保育幼稚園課
106	5/14	請求	宮崎市内南消防署非常用自家発電設備更新工事の金額入り設計内訳書		5/21	公開		総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
107	5/14	請求	宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟新築工事のうち外構電気設備工事 宮崎市営住宅木材町団地56棟電気幹線改修工事 宮崎市営住宅飛江田団地163棟外電気幹線改修工事 宮崎市営住宅飛江田団地165棟外電気幹線改修工事 宮崎市営住宅飛江田団地167棟電気幹線改修工事 宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟新築工事のうち電気設備工事の金額入り設計書		5/20	公開		建築住宅課
108	5/14	請求	明神原通線道路照明整備工事(その1) 明神原通線道路照明整備工事(その2) 昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その1) 昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その2) 昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その4) 昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その5)		5/18	公開		市街地整備課
109	5/14	請求	船塚2の4号線照明修繕工事(その1) 船塚2の4号線照明修繕工事(その2) 金額入り設計書		5/17	公開		道路維持課
110	5/14	請求	宮崎市中央卸売市場水産卸売場棟せり場外照明器具取替工事 宮崎市中央卸売市場管理棟外直流電源装置改修工事 宮崎市中央卸売市場高圧電気幹線改修工事(その2)の金額入り設計書		5/20	公開		市場課
111	5/14	請求	東部第二土地区画整理事業旭通線交差点照明設置工事(その1)の第1回変更の金額入り設計書 東部第二土地区画整理事業旭通線交差点照明設置工事(その2)の第1回変更の金額入り設計書		5/21	公開		区画整理課
112	5/14	請求	宮崎市民プラザオルブライトホール調光操作卓更新工事 宮崎市清武文化会館中央監視装置更新工事 宮崎市民プラザリモートユニット更新工事(その2)の金額入り設計書		5/18	公開		文化・市民活動課
113	5/14	請求	宮崎市立生目小学校外5校通信ネットワーク配線工事 宮崎市立大淀小学校外6校通信ネットワーク配線工事 宮崎市立瓜生野小学校外5校通信ネットワーク配線工事 宮崎市立木花小学校外6校通信ネットワーク配線工事 宮崎市立小松台小学校外6校通信ネットワーク配線工事 宮崎市立江平小学校外7校通信ネットワーク配線工事の金額入り設計書		5/21	公開		教育情報研修センター
114	5/14	請求	宮崎市中央公民館照明設備改修工事 宮崎科学技術館高圧受変電設備改修工事の金額入り設計書		5/21	公開		生涯学習課
115	5/14	請求	宮崎市立住吉南小学校高圧受変電設備更新工事 宮崎市立江南小学校高圧受変電設備更新工事 宮崎市立宮崎港小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事 宮崎市立宮崎小学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事の金額入り設計書		5/18	公開		学校施設課
116	5/14	請求	宮崎市立大島児童館のうち電気設備工事の金額入り設計書		5/21	公開		子育て支援課
117	5/14	請求	フェニックス自然動物園雷感知器設置工事の金額入り設計書		5/18	公開		公園緑地課
118	5/14	請求	宮崎市佐土原学校給食センター調理場内照明器具改修工事の金額入り設計書		5/26	公開		保健給食課
119	5/14	請求	内之八重処理場浄水棟引込線切替工事に関する金額入り設計書		5/20	公開		環境施設課
120	5/17	申出	宮崎市大字島之内□□□の防火対象物使用開始(変更)届出書		5/21	公開		北消防署
121	5/18	請求	二次配水施設電気機械設備保守点検業務委託に関する金額入り設計書		5/21	公開		配水管理課
122	5/19	請求	梁瀬第1水源地非常用発電設備設置工事の金額入り入工事設計書(当初)		5/21	公開		営業所工務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
123	5/19	請求	生目台配水池電気設備更新工事の金入明細書(代価表) 【明細単価番号A,B,C,P,施】		5/25	公開		浄水課
124	5/19	請求	内海地区配水施設電気機械設備更新工事の金入工事設計書		5/25	公開		配水管理課
125	5/19	請求	鶴ノ島雨水ポンプ場監視制御設備外改築工事 源藤中継ポンプ場No.3汚水ポンプ増設外電気設備工事 大塚台1号中継ポンプ場受電設備外改築工事 に関わる金入り設計書・単価表 鶴島中継ポンプ場自家発電設備改築工事 宮崎処理場分流No.1汚水ポンプ外電気設備改築工事 生目台1号中継ポンプ場電気設備改築工事 に関わる単価表		5/25	公開		下水道施設課
126	5/19	請求	〇〇〇の自動火災報知設備に係る平面図、系統図		5/24	部分公開	第7条第2号、 第3号	南消防署
127	5/20	申出	平成28年5月1日から令和3年5月20日までに自動車による 食品営業許可及び行商を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・許可業種 ・許可番号 ・許可年月日 ・許可期間(許可開始日及び終了日) ・屋号名称 ・申請者所在地 ・申請者電話番号 ・営業者氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)(ただし、個人申請者住所、個人申請者電話番号、携帯電話を除く)		6/4	公開		保健衛生課
128	5/21	申出	令和3年4月1日から令和3年4月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、申請・届日、開設者名)		5/25	公開		保健衛生課
129	5/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年5月11日～令和3年5月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年5月11日～令和3年5月20日までの受付分		5/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
130	5/24	請求	令和3年度 小松台南27号外18線草刈業務委託の金入り設計書		5/25	公開		道路維持課
131	5/24	申出	令和3年4月1日現在、宮崎市内で営業している公衆浴場施設の一覧で、次の項目の情報が記載されているもの。 1. 施設名、2. 施設所在地、3. 営業者名、4. 営業者が法人の場合は代表者氏名、5. 許可年月日		5/28	公開		保健衛生課
132	5/24	請求	合流地区管渠改築工事(3-3工区)、合流地区管渠改築工事(3-4工区)、下水道管路施設耐震化工事(2-2工区)の単価記載済み実施設計書		5/28	公開		下水道整備課
133	5/24	請求	ストックマネジメント計画下水道雨水管路調査業務委託(その1)の単価記載済み実施設計書		5/27	公開		土木課
134	5/25	請求	令和3年5月に森林所有者を〇〇〇、立木を伐採する権限を有する者を〇〇〇として提出された森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書並びにその添付資料(地図、図面を含む)		5/28	部分公開	第7条第2号、 第3号	森林水産課
135	5/26	請求	局有地の売却について(伺い)		6/7	公開		財務課
136	5/27	請求	・上町地区学習等供用施設屋上防水改修工事 ・平松地区学習等供用施設屋上防水改修工事 の金額入り設計書		5/28	公開		地域コミュニティ課
137	5/27	請求	・宮崎市B&G海洋センター体育館屋根防水改修工事の金額入り設計書		6/1	公開		スポーツランド推進課
138	5/27	請求	・宮崎市立図書館屋上防水改修工事の金額入り設計書		5/28	公開		生涯学習課
139	5/27	請求	宮崎市保健所で確認された新型コロナウイルス感染症患者のうち、1022例目～1685例目に係る患者疫学調査対応記録		6/7	部分公開	第7条第2号	健康支援課
140	5/28	請求	・合流地区管渠改築工事(2-10工区)・同(2-11工区)・同(2-9工区)・同(2-17工区)・同(2-15工区)・同(2-19工区)・加納地区下水道管布設工事(3-2工区)・合流地区管渠改築工事(3-1工区)・同(3-2工区)の金額入り設計書(当初設計書)の写し		6/2	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
141	5/28	請求	大久保橋橋梁修繕工事 の金額入り設計書		5/31	公開		田野・農林建設課
142	5/28	請求	次郎ヶ別府広原線道路改良工事(14工区)但し橋梁上部工事 の金額入り設計書(当初設計書)の写し		5/31	公開		土木課
143	5/28	請求	・昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(右岸5工区) ・昭和通線(小戸之橋)工費用仮橋撤去工事(右岸下部工) の金額入り設計書(当初設計書)の写し		5/31	公開		市街地整備課
144	5/28	請求	・第30号那珂東春田線外1線道路災害復旧工事 ・西春田仲間原線道路改良工事(2工区)但し法面工 の金額入り設計書		6/2	公開		佐土原・農林建設課
145	5/28	請求	南方蛸原線舗装修繕工事の金額入り設計書(当初設計書)の写し		5/28	公開		道路維持課
146	5/28	請求	山口-1地区急傾斜地崩壊対策工事(1工区)の金額入り設計書(当初設計書)の写し		6/1	公開		高岡・農林建設課
147	5/28	請求	10-2号線外2線道路築造及び整地工事の金額入り設計書(当初設計書)の写し		6/2	公開		区画整理課
148	5/28	請求	①都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ②大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)の金額入り設計書		6/7	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
149	5/28	請求	③下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託の金額入り設計書		6/8	部分公開	第7条第6号	浄水課
150	5/28	申出	令和2年度 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況及び処分状況等の届出に係る事業別集計表		6/7	公開		環境指導課
151	5/31	請求	・大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・生目古墳群史跡公園管理業務委託 ・都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) (金入り設計書)当初分、変更分(労務単価増) 開札日: 令和3年3月11日		6/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
152	5/31	請求	中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) (金入り設計書)当初分、変更分(労務単価増) 開札日: 令和3年2月26日		6/3	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
153	5/31	請求	・学園通線外68線街路樹維持管理業務委託 ・生目台通線外36線街路樹維持管理業務委託 (金入り設計書)当初分、変更分(労務単価) 開札日: 令和3年3月3日 ・希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託 ・下北方松橋線外26線草刈業務委託 ・防災支援拠点草刈業務委託 の金入り設計書 開札日: 令和3年5月18日		6/3	公開		道路維持課
154	5/31	申出	1 宮崎市随意契約による普通財産売却要綱 2 鑑定評価書 3 見積書(不動産鑑定評価に要した費用) 4 土地売買契約書		6/9	部分公開	第7条第2号、 第3号	管財課
155	5/31	請求	①鶴島中継ポンプ場自家発電設備改築工事(入札日: 令和3年1月27日) ②生目台1号中継ポンプ場自家発電設備改築工事(入札日: 令和2年12月1日) ③源藤中継ポンプ場No.3汚水ポンプ増設外電気設備工事(入札日: 令和2年11月27日) ④大塚台1号中継ポンプ場受電設備外改築工事(令和2年9月1日) の金入り設計書(図面は除く)		6/4	公開		下水道施設課
156	5/31	請求	生目台配水池電気設備更新工事(入札日: 令和2年5月29日) の金入り設計書(図面は除く)		6/4	公開		浄水課
157	5/31	請求	現存する喫茶店営業許可(自動販売機)に関する下記の事項 ①全ての喫茶店営業(自動販売機)及びその申請者名 ②屋号(設置されている施設名) ③営業所所在地 ④営業許可番号 ⑤許可年月日 ⑥許可満了日		6/14	公開		保健衛生課
158	6/1	請求	清武町加納地区下水道管路施設詳細調査業務委託(不明水対策)の単価記載済み実施設計書		6/9	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
159	6/1	請求	宮崎市内において令和3年5月1日から令和3年5月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日		6/14	公開		保健衛生課
160	6/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年5月21日～令和3年5月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年5月21日～令和3年5月31日までの受付分		6/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
161	6/1	請求	宮崎市内北方□□□ ○○○幼稚園 消防用設備等設置届に添付してある ・火報図面 ・平面図(寸法入り)		6/7	公開		北消防署
162	6/1	請求	2021年1月1日～2021年5月31日までの間、宮崎市内において不審車両、不審者情報、要警戒人物情報等として、小学校、中学校、自治会、行政、警察等へ注意喚起した内容		6/11	公開		学校教育課
163	6/1	請求	令和3年度宮崎市田野総合支所樹木維持管理業務委託の実施設計書 の内訳・明細・単価表と経費率算定根拠		6/4	部分公開	第7条第6号	管財課
164	6/1	請求	令和3年度大淀川市民緑地管理業務委託(水辺の楽枝)の実施設計書 の内訳・明細・単価表と経費率算定根拠		6/7	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
165	6/1	請求	令和3年度国道220号外3箇所草花植栽管理業務委託の実施設計書 の内訳・明細・単価表と経費率算定根拠		6/11	部分公開	第7条第6号	景観課
166	6/1	請求	令和3年度田野町一般廃棄物最終処分場除草業務委託の実施設計書 の内訳・明細・単価表と経費率算定根拠		6/9	部分公開	第7条第6号	環境施設課
167	6/2	請求	令和3年5月26日に実施した物件番号宮健住9 宮崎市有財産売却一般競争入札における次順位者の入札額		6/2	部分公開	第7条第3号	建築住宅課
168	6/2	申出	建築計画概要書 R3年2月1日～直近のものまで		6/4	公開		建築行政課
169	6/2	申出	建築計画概要書 第14号 R3.4.21		6/4	公開		建築行政課
170	6/2	請求	医療法人○○○医院 消防用設備等設置届出書図面等 平面図:試験結果表 種別:共同住宅用スプリンクラー設備 (現場)宮崎県東諸県郡国富町△△△△ 共同住宅用スプリンクラーヘッド移設の為		6/10	部分公開	第7条第2号	北消防署
171	6/2	申出	建築計画概要書 第2595号 H9.3.27		6/4	公開		建築行政課
172	6/2	請求	①薬局の開業許可施設 薬局名称、薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間、販売・授受する医薬品の区分 ②薬局製剤製造販売業の許可施設 薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ③医薬品店舗販売業の許可施設 薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ④毒物劇物一般販売業の登録施設 薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ⑤高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設 薬局所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効期間 ⑥公的診療所及び特殊診療所(名称、所在地、開設者氏名、電話番号、許可番号、開設者が法人である場合は開設当時の代表者氏名)		6/16	公開		保健医療課
173	6/2	申出	昭和51年第28号にて指定された建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の申請書に添付された敷地計画図及び地積測量図		6/23	部分公開	第7条第2号	建築行政課
174	6/3	申出	第一種動物取扱業者の一覧表(名簿)(申出日時点のもの)		6/11	公開		保健衛生課
175	6/3	申出	令和3年5月1日から令和3年5月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) ・申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		6/16	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
176	6/3	申出	令和3年5月1日から令和3年5月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者)		6/11	公開		保健衛生課
177	6/3	申出	宮崎市管内で令和3年5月1日～令和3年5月31日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者氏名、業務種類		6/10	非公開	文書不存在	保健医療課
178	6/3	申出	宮崎市管内で令和3年5月1日～令和3年5月31日に新規で開設した診療所・施術所(あはき・柔整)の一覧 【項目】 施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者氏名、業務種類		6/10	公開		保健医療課
179	6/3	申出	宮崎市内で、令和3年5月1日から5月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動・臨時・自動販売機等は除く・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		6/14	公開		保健衛生課
180	6/4	請求	消防用設備設置届書(〇〇〇)の図面		6/11	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
181	6/4	申出	2021年5月1日から5月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した施設の一覧 許可のある全業種・全種目(臨時営業を除く) 希望項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号(個人の携帯電話を除く)、営業者氏名、営業者代表者名(法人のみ)、営業者住所(法人のみ)、営業者住所(法人のみ)、営業者電話番号(法人のみかつ携帯電話を除く)、業種、許可年月日(更新分に関して、初許可年月日・現行許可年月日)、許可満了日、許可番号		6/14	公開		保健衛生課
182	6/4	請求	建物名 〇〇〇 住所 宮崎市太田2丁目□□□ 自動火災報知設備調査のため、自動火災報知設備1～3階平面図・自動火災報知設備系統図		6/14	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
183	6/7	申出	宮崎市において令和3年5月1日から令和3年5月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日、法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		6/14	公開		保健衛生課
184	6/7	申出	令和3年5月1日から令和3年5月31日の間に新規確認を受けた理容・美容業(廃業しているものを除く)の以下の事項の一覧表 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		6/11	公開		保健衛生課
185	6/7	請求	宮崎市〇〇〇自治会の「事業計画書」・「収支決算書」「予算案」を5年分		6/18	部分公開	第7条第2号、第3号	地域コミュニティ課
186	6/9	請求	入札日時:令和3年5月21日 13時30分 契約番号:10011 件名:医大1号線外13線街路樹維持管理業務委託 場所:宮崎市清武町木原外 の金入り設計書		6/15	公開		清武・農林建設課
187	6/9	請求	入札日時:令和3年5月21日 13時30分 契約番号:10013 件名:令和3年度船引地区市道草刈り業務委託 場所:宮崎市清武町船引外 の金入り設計書		6/15	公開		清武・農林建設課
188	6/9	請求	入札日時:令和3年3月17日 13時30分 契約番号:10431 件名:令和3年度都市公園維持管理業務委託(5工区) 場所:宮崎市清武町加納 の金入り設計書		6/15	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
189	6/9	請求	入札日時:令和3年3月17日 13時30分 契約番号:10427 件名:令和3年度都市公園維持管理業務委託(1工区) 場所:宮崎市清武町加納 の金入り設計書		6/15	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
190	6/9	請求	中島橋外2橋橋梁修繕工事の金入り設計書		6/14	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
191	6/9	請求	・小ヶ倉谷橋橋梁修繕工事 ・第一面早流橋橋梁修繕工事 ・前田橋橋梁修繕工事 ・吐谷谷橋橋梁修繕工事 ・中尾橋橋梁修繕工事 の金入り設計書		6/18	公開		高岡・農林建設課
192	6/9	請求	令和2年度フェニックス自然動物園ハニーハッチ塗装改修工事の金入り設計書		6/10	公開		公園緑地課
193	6/9	請求	宮崎市営住宅生目台団地195棟外壁改修工事の金入り設計書		6/10	公開		建築住宅課
194	6/9	請求	宮崎駅東通線(2工区)及び吉村通線(大町工区)の計画平面図		6/11	公開		市街地整備課
195	6/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年6月1日～令和3年6月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年6月1日～令和3年6月10日までの受付分		6/14	部分公開	第7条第2号	建築行政課
196	6/11	請求	消防用設備等点検結果報告書 消防用設備等特殊消防用設備等検査済証・消防用設備等通知書 宮崎県宮崎市柳丸町□□□ ○○○		6/21	公開		北消防署
197	6/11	申出	理容所・美容所一覧 令和3年5月1日から令和3年5月31日までに新たに確認した下記項目・施設名称・施設所在地・施設電話番号・開設者氏名・確認年月日・申請/届出日 ※市区内全域		6/18	公開		保健衛生課
198	6/14	申出	令和3年1月1日から令和3年4月30日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		7/12	部分公開	第7条第2号	区画整理課
199	6/15	請求	令和3年度佐土原総合文化センター植栽管理業務委託 の金入り設計書		6/28	部分公開	第7条第6号	佐土原・地域市民福祉課
200	6/15	請求	○○○平面図 宮崎市江平中町□□□		6/18	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
201	6/16	請求	平成22年度から26年度までの柔道修復施術所の各年度ごとの開設数と廃止数		6/29	公開		保健医療課
202	6/16	申出	○○○産婦人科の以下について確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		6/25	公開		保健医療課
203	6/17	請求	1. 山林住所、宮崎市田野町□□□、□□□、□□□、□□□に関する、“伐採及び伐採後の造林の届出”未提出についての〔顛末書〕又は宮崎市が伐採者に提出した〔指導書〕 2. 山林住所、宮崎市田野町□□□、□□□□に関する、“伐採及び伐採後の造林の届出”未提出についての〔顛末書〕又は宮崎市が伐採者に提出した〔指導書〕		6/29	部分公開	第7条第2号	田野・農林建設課
204	6/17	請求	宮崎市内において営業許可を取得した下記に該当する事業者の営業所所在地、申請者氏名、法人名、代表者名、申請者電話番号 ・宮崎市中央通□□□ △△△に所在する「○○○」 ・宮崎市橋通西1丁目□□□ △△△に所在する「○○○」 ・宮崎市中央通□□□ △△△に所在する「○○○」 ・宮崎市永楽町□□□ △△△に所在する「○○○」		7/1	公開		保健衛生課
205	6/21	申出	建設リサイクル法の規定による建築物解体の届出書 令和2年4月1日～令和3年6月21日までの受付分		7/2	部分公開	第7条第2号	建築行政課
206	6/21	請求	岩切送水ポンプ所電気設備設置外工事(発注者:宮崎市上下水道事業管理者、発注日:R3.5.12)		6/28	公開		浄水課
207	6/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年6月11日～令和3年6月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年6月11日～令和3年6月20日までの受付分		6/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
208	6/23	請求	平成○年○月○日受付 宮崎市源藤町□□□に係る 建築相談受付票		7/7	部分公開	第7条第2号、第3号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
209	6/23	申出	「食」と「自然」を生かした動画による宮崎ブランディング事業業務委託公募型プロポーザルに係る全審査対象者の結果が書かれた採点結果一覧表		8/6	公開		観光戦略課
210	6/23	申出	「食」と「自然」を生かした動画による宮崎ブランディング事業業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書(事業受託者分)		8/6	部分公開	第7条第3号、第6号	観光戦略課
211	6/24	請求	〇〇〇店 宮崎市霧島〇〇〇 ・消防用設備等検査済証 ・消防用設備等通知書		7/1	公開		北消防署
212	6/25	請求	「〇〇〇店」(宮崎市吉村町〇〇〇)の消防用設備等点検結果報告書(令和3年3月22日届出分)「表紙(別記様式第1)」		6/29	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
213	6/25	請求	液化石油ガスの設備工事の届出書(付属資料)・液化石油ガスの設備工事(バルク)台帳・図面(地図、配置図、アイソメ図)・気密試験結果 〇〇〇 宮崎市大橋2丁目〇〇〇		6/30	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
214	6/25	請求	大島線道路改良工事(8工区) 上記工事の平面図(起点側拡大)及び横断面		6/28	公開		土木課
215	6/28	請求	1.児童クラブに係る入会審査に関する公文書の全て 但し、個人に関する情報を除く 2.児童クラブに係る長期休業期間の入会審査に関する公文書の全て 但し、個人に関する情報を除く		7/8	部分公開	第7条第2号	生涯学習課
216	6/28	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち建築主体工事の金額入り設計書		7/2	公開		学校施設課
217	6/28	申出	国富町〇〇〇 〇〇〇の平面図		7/5	公開		北消防署
218	6/30	申出	宮崎地方裁判所平成30年3月2日判決(固定資産税課税処分取消請求事件)に係る判決書		7/5	部分公開	第7条第3号	資産税課
219	7/1	請求	生目の杜医療防災拠点芝生広場草刈等維持管理業務委託の金額入り設計書		7/7	部分公開	第7条第6号	危機管理課
220	7/1	請求	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(但し小松川推進工その2)における金額入り設計書		7/8	公開		水道整備課
221	7/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年6月21日～令和3年6月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年6月21日～令和3年6月30日までの受付分		7/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課
222	7/1	請求	宮崎市内において令和3年6月1日から令和3年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		7/14	公開		保健衛生課
223	7/5	申出	宮崎市上下水道局告示第64号 工事名 青島浄化センター用水設備外改築工事 工事設計書(金入)		7/14	公開		下水道施設課
224	7/5	申出	宮崎市内で、令和3年6月1日から6月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設・移動、臨時、自動販売機等は除く・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		7/15	公開		保健衛生課
225	7/5	申出	令和3年6月1日から令和3年6月末日の間に新規で営業許可を取得した飲食店の管轄エリアすべての一覧表。(食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)		7/15	公開		保健衛生課
226	7/5	申出	令和3年6月1日から令和3年6月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		7/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
227	7/5	申出	宮崎市管内で令和3年6月1日から令和3年6月30日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者氏名・業務種類		7/12	非公開	文書不存在	保健医療課
228	7/5	申出	宮崎市管内で令和3年6月1日から令和3年6月30日に新規で開設した診療所・施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者氏名・業務種類		7/12	公開		保健医療課
229	7/6	請求	宮崎市内に於いて令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分(業種、内容名称)②営業所の屋号③営業所の住所④営業者の氏名⑤営業所の電話番号		7/16	公開		保健衛生課
230	7/6	請求	宮崎市内に於いて令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①種目②屋号③営業所所在地④申請者氏名(法人の場合は代表者名含む)⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、短期営業等を除く		7/16	公開		保健衛生課
231	7/6	請求	宮崎市大字浮田□□□□に関する立会記録		7/16	部分公開	第7条第2号	用地管理課
232	7/6	請求	東大宮地区コミュニティセンター大集会室外壁及び屋根改修工事の金入り設計書		7/9	公開		地域コミュニティ課
233	7/6	請求	白浜海水浴場施設整備工事の金入り設計書		7/9	公開		観光戦略課
234	7/6	請求	旧みやざき歴史文化館屋根及び外壁改修工事		7/14	公開		文化財課
235	7/6	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改修工事のうち建築主体工事 宮崎市高岡小学校ランチテラス床改修工事 宮崎市立宮崎南小学校北校舎便所改修工事のうち建築主体工事 宮崎市立潮見小学校屋内運動場アリーナ床改修工事 の金入り設計書		7/20	公開		学校施設課
236	7/6	請求	美術作品収蔵庫設置事業のうち建築主体工事の金入り設計書		7/9	公開		文化・市民活動課
237	7/6	請求	宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館大規模改修工事のうち建築主体工事 宮崎市石崎の杜鯨館福祉風呂内壁改修工事 の金入り設計書		7/19	公開		スポーツランド推進課
238	7/6	請求	青島浄化センター電気棟新築工事の金入り設計書		7/13	公開		下水道施設課
239	7/7	請求	令和3年度 工番(更)第18号 下原通線外1線配水管布設替工事の金入り設計書		7/13	公開		水道整備課
240	7/7	申出	宮崎市において令和3年6月1日から令和3年6月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日、法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		7/15	公開		保健衛生課
241	7/7	申出	令和3年6月1日から令和3年6月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		7/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
242	7/7	請求	建物名称:○○○店 建物住所:宮崎市吉村町□□□ 1階及び2階全ての図面 自火報設備図面一式。誘導灯設備図面一式を含む。自火報試験結果報告書(その1)(その2)		7/13	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
243	7/7	請求	立和原1号線外1線排水溝整備工金の金入り設計書		7/12	公開		道路維持課
244	7/7	請求	令和2年度、令和3年度「レセプト点検等業務委託」における入札参加全業者および入札金額		7/16	部分公開	第7条第6号	社会福祉第一課
245	7/7	請求	板ヶ八重・南城寺地区加圧ポンプ場2号配水ポンプ更新工事の単価入り設計書		7/13	公開		高岡営業所工務課
246	7/7	申出	市民等の苦情、相談等綴り簿 保存期間内3年分 ※道路保全関係分 ※市道分		7/12	公開		道路維持課
247	7/7	申出	平成30年度一般問合せ・協議簿 令和元年度苦情対応資料綴り 令和3年苦情対応整理表		7/16	公開		佐土原・農林建設課
248	7/7	申出	市民等の苦情、相談等綴り簿 保存期間内3年分 ※道路保全関係分 ※市道分		7/19	公開		田野・農林建設課
249	7/7	申出	市民等の苦情、相談等綴り等(保存期間過去3年分)		7/21	公開		高岡・農林建設課
250	7/7	申出	市民等の苦情、相談等綴り簿 保存期間内3年分 ※道路保全関係分 ※市道分		7/20	公開		清武・農林建設課
251	7/8	請求	公立中学校の校則すべて(学校が生徒に対して定めている規則に関する文書一切)。頭髪・スマートフォン・容儀検査に関する文書並びにそれに準ずるもの。(心得を含む) 今年度見直しを決めた校則の内容が分かる文書。		7/21	公開		学校教育課
252	7/8	請求	令和3年度(更)第9号 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その1)の金入り設計書		7/20	公開		水道整備課
253	7/8	請求	令和3年度 工番(更) 第8号 幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(但し推進工事)金額入り設計書			取下		水道整備課
254	7/9	請求	・令和3年度生目台通線外36線街路樹維持管理業務委託 ・令和3年度学園通線外68線街路樹維持管理業務委託 ・令和3年度大塚台1号線外14線草刈業務委託 ・令和3年度大塚台4号線外10線草刈業務委託 ・令和3年度希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託 ・令和3年度鍋ヶ谷相ヶ迫線外24線草刈業務委託 ※上記6件の金額入り設計書 当初、変更		7/13	公開		道路維持課
255	7/9	請求	・令和3年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) ・令和3年度橘公園芝生管理業務委託 ・令和3年度都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) ※上記3件の金額入り設計書 当初、変更		7/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
256	7/9	請求	・令和3年度橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託 ・令和3年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・令和3年度錦町通線外2線草花植栽管理業務委託 ※上記3件の金額入り設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	景観課
257	7/9	請求	・令和3年度橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託 ・令和3年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 ・令和3年度錦町通線外2線草花植栽管理業務委託 ※上記3件の金額入り変更設計書		7/21	部分公開	第7条第6号	景観課
258	7/9	請求	・令和3年度跡江川外4箇所河川草刈等業務委託(西部) 金額入り設計書(当初)		7/20	公開		土木課
259	7/9	請求	・令和3年度宮崎市庁舎外樹木維持管理及び花壇管理業務委託 ※上記の金額入り設計書 当初、変更		7/20	部分公開	第7条第6号	管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
260	7/9	請求	・令和3年度都市公園維持管理業務委託(4工区) ・令和3年度船引地区市道草刈業務委託 ・令和3年度木原地区市道草刈業務委託 にかかる金額入り設計書 当初、変更		7/14	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
261	7/9	請求	・令和3年度光陽台北街区公園外25公園管理業務委託 の金額入り設計書		7/15	部分公開	第7条第6号	佐土原・農林建設課
262	7/9	請求	・令和3年度市道テクノリサーチパーク線外3線樹木管理業務委託 ・令和3年度市道佐土原駅那珂線外5線樹木管理業務委託 の金額入り設計書		7/15	公開		佐土原・農林建設課
263	7/9	請求	・〇〇〇〇の宮崎市にあった時の場所		7/21	公開		保健医療課
264	7/9	請求	・〇〇〇〇の移転した理由		7/21	非公開	文書不存在	保健医療課
265	7/9	申出	・昭和△年に開院した橋通東□□□ □〇〇〇病院の開設者の先生の氏名と開院の理由 ・〇〇〇産婦人科病院の開設者の先生の氏名と開院から休止までのいきさつ		7/21	部分公開	第7条第3号	保健医療課
266	7/9	申出	・〇〇〇産婦人科病院の休止から閉院までのいきさつ		7/21	非公開	文書不存在	保健医療課
267	7/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年7月1日～令和3年7月11日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年7月1日～令和3年7月11日までの受付分		7/13	部分公開	第7条第2号	建築行政課
268	7/12	申出	令和3年6月30日までに宮崎市で営業の許可を受けた理容所、美容所、クリーニング所、旅館の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3. 施設電話番号 4. 開設者名 5.確認年月日		7/21	公開		保健衛生課
269	7/12	申出	理容所・美容所一覧 令和3年6月1日から令和3年6月30日までに新たに確認した下記項目 ・施設名称 ・施設所在地 ・施設電話番号 ・開設者氏名 ・確認年月日 ・申請/届出日 ※市区内全域		7/16	公開		保健衛生課
270	7/14	申出	公共施設(指定管理者)のモニタリングの結果		7/27	公開		行政経営課
271	7/14	請求	旭通線交差点改良工事(但し舗装工)の金額入り設計書		7/26	公開		区画整理課
272	7/15	請求	・大塚台1号線配水管布設替工事(その2) ・大塚台1号線配水管布設替工事(その1)の金入り設計書		7/20	公開		水道整備課
273	7/15	請求	物件名 宮崎市大字本郷北方□□□ □〇〇〇 の建物平面図(1・2階部分)機器設置(消火器・非常警報設備)		7/21	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
274	7/16	請求	令和3年度南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)の単価記載済み実施設計書(第1回変更)		7/16	公開		道路維持課
275	7/19	請求	令和3年6月29日入札分 宮崎市瓜生野小学校給食室屋上防水改修工事の公示の金額入り設計書		7/26	公開		保健給食課
276	7/19	請求	宮崎市内南部土地区画整理事業記念体育館大規模改造のうち機械設備工事 記入設計書のみ		7/29	公開		スポーツランド推進課
277	7/19	申出	宮崎市自然休養村センターの管理運営報告書、基本協定書、年度協定書一式、指示書、協議書等 以上、保存期間内全て		7/27	公開		森林水産課
278	7/19	請求	現行の「宮崎市開発指導要綱」(平成19年11月28日告示第538号)以前に制定・施行された現行の「宮崎市開発指導要綱」と同一内容を規定した平成10年4月1日以降の告示		7/27	公開		開発審査課
279	7/20	請求	宮崎市橋通東2丁目□□□ □〇〇〇 自動火災報知設備設置届出書(試験結果報告書、平面図及び系統図)		7/28	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
280	7/20	請求	宮崎市内南高松町□□□ □〇〇〇 自動火災報知設備設置届出書(試験結果報告書、平面図及び系統図)		7/28	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
281	7/20	請求	宮崎市前原町□□□ ○○○ 自動火災報知設備着工届出書(概要書、平面図及び系統図)		7/28	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
282	7/20	請求	宮崎市宮崎駅東1丁目□□□ ○○○ 設置届出書。自火報設備図面一式。自火報試験結果報告書(その1)(その2) 自火報アドレス記載書類。		7/28	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
283	7/21	請求	宮崎市教育委員会が市内の各小中学校に出した、 ・令和3年7月2日付の「通学路の危険箇所等について(依頼)」の通知文とこれに対し各小中学校から提出された文書一切。		8/4	公開		学校教育課
284	7/21	請求	・令和3年4月13日付の「令和3年度通学路整備要望について」の通知文とこれに対し各小中学校から提出された「通学路整備要望書」。		8/4	部分公開	第7条第2号、 第3号	地域コミュニティ課
285	7/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年7月12日～令和3年7月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年7月12日～令和3年7月20日までの受付分		7/26	部分公開	第7条第2号	建築行政課
286	7/21	申出	令和3年6月30日までに飲食店営業の許可を取得したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所所在地 ③営業所電話番号 ④申請者氏名(又は法人名及び代表者名) ⑤申請者住所(法人のみ) ⑥申請者電話番号(法人のみ) ⑦初回営業許可年月日 但し携帯電話番号、移動・短期営業、自動販売機等を除く。		8/3	公開		保健衛生課
287	7/21	請求	住居表示台帳 宮崎市月見ヶ丘5丁目□□□		7/29	公開		区画整理課
288	7/26	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		7/30	公開		建築行政課
289	7/26	申出	建築計画概要書 第29号 R3.5.25 第39号 R3.6.14		7/30	公開		建築行政課
290	7/26	請求	一般廃棄物処理施設設置許可申請書に添付されたすべての文書及び当該許可後の許可に関連するすべての文書		8/5	部分公開	第7条第2号、 第3号	環境指導課
291	7/26	請求	宮崎市立図書館直流電源装置更新工事 金額入り設計書(図面除く)		8/6	公開		生涯学習課
292	7/26	請求	宮崎市立図書館直流電源装置更新工事 明細書、間接費内訳、単価表(登録単価表含む) 代価表 労務工数計算書、諸経費計算確認書 複合工計算書		8/6	部分公開	第7条第3号	建築住宅課
293	7/26	請求	岩切送水ポンプ所電気設備設置外工事 金額入り設計書(図面除く) 明細書、間接費内訳、単価表(登録単価表含む) 代価表 労務工数計算書、諸経費計算確認書 複合工計算書		8/3	公開		浄水課
294	7/26	請求	宮崎市和知川原1丁目□□□ ○○○ 消防用設備等設置届出書図面等 平面図:試験結果表 種別:自動火災報知設備		8/3	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
295	7/26	請求	宮崎市船塚2丁目□□□ ○○○ 消防用設備等設置届出書図面等 平面図:試験結果表 種別:自動火災報知設備		8/3	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
296	7/26	請求	ホテル○○○ 自動火災報知設備に係る平面図・系統図		8/2	公開		北消防署
297	7/27	請求	令和3年度 工番(更) 第8号 幹線道路耐震化事業生目台工区配水管布設工事(但し県道推進工事)		7/29	公開		水道整備課
298	7/28	申出	保健所許可リスト 令和3年5月末時点リスト ・乳類販売業(自動販売機)ブリックバック機・喫茶店営業(自動販売機)カップ自販機・食料品等販売業(自動販売機)食品販売機(日配品取り扱い)		8/11	公開		保健衛生課
299	7/29	請求	幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(その1)の清算根拠(金額入り設計書)		8/2	公開		水道整備課
300	7/29	請求	宮崎市松山1丁目□□□ ○○○ 建物平面図 自動火災報知設備の図面		8/6	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
301	7/30	申出	宮崎市管轄の下記一覧 ・薬局(R3.8.4時点) ・店舗販売業(R3.8.4時点) 許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 ※店舗販売業に関しては、上記必要項目に加えて、第Ⅰ類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		8/6	公開		保健医療課
302	7/30	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年7月21日～令和3年7月29日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年7月21日～令和3年7月29日までの受付分		8/5	部分公開	第7条第2号	建築行政課
303	8/2	請求	瓜生野小西線外2線道路改良工事(3工区)金入り実施設計書(第1回変更)		8/4	公開		土木課
304	8/2	請求	宮崎市大字熊野1443番地12 宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場 屋内消火栓設備 アイソメ図		8/10	公開		南消防署
305	8/2	請求	令和3年度 工番(更)第17号 大橋3の2号線外1線配水管布設替工事 金額入り設計書		8/5	公開		水道整備課
306	8/2	申出	令和3年7月1日から令和3年7月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		8/16	公開		保健衛生課
307	8/2	申出	令和3年7月1日から令和3年7月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(※理容所は新規確認なし) (施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		8/16	公開		保健衛生課
308	8/2	申出	宮崎市管内で令和3年7月1日～令和3年7月31日に新規で開設した診療所・歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者氏名・業務種類		8/6	非公開	文書不存在	保健医療課
309	8/2	申出	宮崎市管内で令和3年7月1日～令和3年7月31日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者氏名・業務種類		8/6	部分公開	第7条第2号	保健医療課
310	8/2	請求	宮崎市内において令和3年7月1日から令和3年7月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得した、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		8/16	公開		保健衛生課
311	8/3	請求	〇〇〇〇医院 東諸県郡国富町〇〇〇 自動火災報知設備 図面一式		8/16	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
312	8/4	申出	宮崎市内において、令和3年7月1日から7月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		8/16	公開		保健衛生課
313	8/4	申出	コミュニティ交通(北地区乗合タクシー、木花地区乗合タクシー、高岡地区乗合タクシー)の使用車両(常用、予備車、委託、借り上げ車両服務)の全車両車両一覧、(現有車及び過去車の書類の存在するもの)、全車両車検証の写し(現有車及び過去車の書類の存在するもの)、新製時の仕様書(図面類服務)、(現有車及び過去車の書類の存在するもの)		8/11	非公開	文書不存在	拠点都市創造課
314	8/4	申出	宮崎市グリーンスローモビリティ(ぐるっぴー)車両にかかる関係資料		8/10	公開		商業政策課
315	8/4	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		8/16	公開		建築行政課
316	8/4	申出	建築計画概要書 第ERI-21009011号 令和3年4月9日付		8/16	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期 日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
317	8/5	申出	令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・満了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		8/16	公開		保健衛生課
318	8/6	申出	宮崎市内において令和3年7月1日から令和3年7月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。 法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		8/16	公開		保健衛生課
319	8/6	申出	令和3年7月1日から令和3年7月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		8/18	公開		保健衛生課
320	8/6	請求	境界立会申請書「宮崎大字田吉□□□ 他10筆(平成〇年〇月〇日 立会)」		8/19	部分公開	第7条第2号	用地管理課
321	8/10	請求	宮崎県宮崎市新別府町□□□ ○○○ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の開始(廃止)の届出書		8/13	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
322	8/10	請求	準用河川跡江川河川改修工事(その8)の金額入り設計書の写し		8/18	公開		土木課
323	8/11	請求	宮崎市佐土原町石崎二丁目□□□、□□□において実施した竹ヶ島遺跡確認調査の資料		8/18	公開		文化財課
324	8/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年7月30日～令和3年8月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年7月30日～令和3年8月10日までの受付分		8/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
325	8/12	請求	株式会社○○○ 宮崎市恒久□□□ 自動火災報知設備に係る平面図及び系統図		8/23	公開		南消防署
326	8/16	申出	令和3年7月1日から7月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所の一覧表。 (施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、申請・届日、開設者名)(理容所は新規確認なし)		8/24	公開		保健衛生課
327	8/16	請求	【令和3年4月14日入札の開札調書】 公共用水域水質測定業務		8/27	部分公開	第7条第6号	環境指導課
328	8/16	請求	・エコクリーンプラザみやざきモニタリング調査業務(ダイオキシン類以外)入札・開札調書 ・衛生処理センター環境化学分析測定業務 入札・開札調書 ・田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務 入札・開札調書 ・清武町最終処分場環境化学分析測定業務 入札・開札調書 ・清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務 入札・開札調書 ・たらのき台不燃物処理場ガス量調査業務委託 入札・開札調書		8/27	部分公開	第7条第6号	環境施設課
329	8/16	請求	【下水道施設課 4/12入札の開札調書】 ・令和3年度公共下水処理場(北部)水質分析等業務委託 ・令和3年度公共下水処理場(南部)水質分析等業務委託 ・農業集落排水処理施設水質分析等業務委託 【下水道施設課 5/24入札の開札調書】 ・令和3年度公共下水処理場脱水污泥等分析業務委託		8/23	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
330	8/17	請求	吉村中通線配水管移設工事の金入工事設計書		8/20	公開		配水管理課
331	8/18	請求	宮崎市保健所・中央保健センター2階金属屋根防水改修工事 金入り設計書		8/23	公開		保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
332	8/18	請求	介護認定審査室屋上防水改修工事の入設計書(図面を除く)		8/26	公開		介護保険課
333	8/18	請求	・宮崎市営住宅小戸団地145棟屋上防水改修工事 ・宮崎市営住宅中央団地48-1棟屋上防水改修工事 金入り設計書		8/26	公開		建築住宅課
334	8/18	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		8/23	公開		建築行政課
335	8/19	申出	宮崎県宮崎市に所在する墓地に関するリスト ・経営主体(個人墓地・共同墓地を除く) ・墓地の所在地		8/27	公開		保健衛生課
336	8/19	請求	浦之名小学校関係 ・要望書(保護者一同) ・要望書(浦之名地区自治公民館連絡協議会) ・会議等報告書 ・浦之名小学校の閉校に関する高岡地域協議会への説明 去川小学校関係 ・要望書(PTA) ・要望書(去川地区自治公民館連絡協議会) ・去川小学校の廃校について		8/31	公開		企画総務課
337	8/19	請求	幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(但し山内川推進工)の金額入り設計書		8/30	公開		水道整備課
338	8/20	請求	令和3年度 工番(営)第20号 県道宮崎北郷線道路改良に伴う配水管移設工事(仮設工)の金額入り工事設計書(当初)		8/31	公開		営業所工務課
339	8/20	申出	市広報みやぎの広告枠売買の入札に係る「入札・開札調書」、「契約書」(直近3回分)		9/2	部分公開	第7条第3号、第6号	秘書課
340	8/20	請求	宮崎市中村西3丁目□□□ ○○○ 自動火災報知設備平面図、凡例、系統図の写し		8/25	公開		南消防署
341	8/20	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年8月11日～令和3年8月19日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年8月11日～令和3年8月19日までの受付分		8/25	部分公開	第7条第2号	建築行政課
342	8/23	申出	1. 除草剪定事業の契約書 2. 課長、補佐、係長の事務引き継ぎ書 対象案件は別紙のとおり		2/21	部分公開	第7条第2号、第3号	管財課
343	8/24	請求	令和3年度宮崎市有害鳥獣対策協議会実施 宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業 2段張り電気柵資材購入 宮崎市清武町立神地区の入札結果		8/30	公開		森林水産課
344	8/24	請求	住居表示台帳 宮崎市瀬頭二丁目□□□□		8/27	公開		区画整理課
345	8/25	請求	小戸保育所新築工事のうち電気設備工事の金入り設計書		9/1	公開		保育幼稚園課
346	8/25	請求	大島通線道路改良工事(9工区)但し信号機移設工 上記工事の金額入り設計書(当初設計)の写し		8/26	公開		土木課
347	8/25	請求	宮崎市中央卸売市場青果棟せり場外照明器具取替工事 上記工事の金入り設計書		8/30	公開		市場課
348	8/25	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち電気設備工事 上記工事の金入り設計書		8/31	公開		学校施設課
349	8/25	請求	宮崎市橋通西5丁目□□□ ○○○ ・自動火災報知設備受信機設置平面図 ・各階感知器設置平面図、系統図		8/27	公開		北消防署
350	8/25	申出	建物台帳		9/1	部分公開	第7条第2号	建築住宅課
351	8/25	申出	・H8宮崎市全域 カラー空中写真C4A-7 ・S60宮崎市空中写真C5-12 ・S50宮崎市写真集C-13-4		8/27	公開		都市計画課
352	8/26	請求	宮崎市大工町2丁目□□□ ○○○ 自動火災報知設備図面一式 自動火災報知設備試験結果報告書(その1)(その2)		8/30	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
353	8/27	請求	平成〇年〇月〇日〇時〇分ごろ、宮崎市大字新名爪〇〇〇で発生した火災についての火災調査報告書		9/10	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
354	8/27	請求	令和〇年〇月〇日、宮崎市大字新名爪〇〇〇で発生した火災についての火災調査報告書		9/10	非公開	文書不存在	北消防署
355	8/27	請求	東諸県郡綾町大字南俣〇〇〇〇〇〇 自動火災報知設備に係る系統図及び平面図		9/1	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
356	8/27	申出	課長・課長補佐・係長の出張復命書		9/7	公開		道路維持課
357	8/27	申出	草刈業務委託契約書 街路樹維持管理業務委託契約書 課長・課長補佐・係長の引き継ぎ書		9/7	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号	道路維持課
358	8/27	申出	草刈業務委託契約書 街路樹維持管理業務委託契約書 課長・課長補佐・係長の引き継ぎ書		9/6	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号	清武・農林建設課
359	8/27	申出	(1)市議会質問等の綴り (2)課長・課長補佐・係長の出張復命書		9/6	非公開	文書不存在	清武・農林建設課
360	8/27	申出	除草作業、剪定作業の契約書(仕様含む) 市議会質問等の綴り 保存期間内全て		3/30	公開		田野・農林建設課
361	8/27	申出	課長・課長補佐・係長の引き継ぎ書 出張復命書 保存期間内全て		3/30	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号	田野・農林建設課
362	8/27	申出	草刈業務委託契約書・特記仕様書 課長・課長補佐・係長の引継書 課長・課長補佐・係長の出張復命書		9/8	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号	佐土原・農林建設課
363	8/27	申出	市議会質問等の綴り		9/8	非公開	文書不存在	佐土原・農林建設課
364	8/27	申出	課長・課長補佐・係長の引き継ぎ書		9/9	部分公開	第7条第2号、第5号	高岡・農林建設課
365	8/27	申出	除草作業、剪定作業の契約書 市議会質問等の綴り 課長・課長補佐・係長の出張復命書		9/9	非公開	文書不存在	高岡・農林建設課
366	8/30	請求	宮崎市営住宅大島西団地175棟改修工事 金額入り設計書		9/8	公開		建築住宅課
367	8/30	請求	宮崎市営住宅学園木花台団地216棟外壁改修工事 金額入り設計書		9/8	公開		建築住宅課
368	8/30	請求	宮崎市佐土原総合支所南庁舎外壁改修工事 の金額入り設計書		9/3	公開		管財課
369	8/30	請求	地蔵橋橋梁修繕工事 金入り設計書(当初設計)の写し		8/31	公開		道路維持課
370	8/30	請求	地蔵橋橋梁修繕工事 金入り設計書(当初設計)の写し		8/31	公開		道路維持課
371	8/30	申出	道路維持事務所の備品台帳、作業日誌、路面清掃車の作業区域図		9/7	公開		道路維持課
372	8/31	請求	・宮崎市フェニックス自然動物園リニューアル基本計画 ・宮崎市フェニックス自然動物園リニューアル基本計画修正案		9/8	公開		公園緑地課
373	8/31	請求	宮崎市高岡町内山〇〇〇〇〇〇株式会社 △△△工場 消防用設備設置届出書に係る系統図及び平面図		9/3	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
374	8/31	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年8月20日～令和3年8月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年8月20日～令和3年8月30日までの受付分		9/2	部分公開	第7条第2号	建築行政課
375	8/31	申出	宮崎市において令和3年7月1日から令和3年8月31日の間に新規で食品営業許可を取得した施設の以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名) ・申請者電話番号(法人) ・申請者住所(法人) ・初回許可年月日 ・業種 ・種目(ただし、携帯電話、臨時、自動車、仮設、自動販売機を除く)		9/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
376	8/31	申出	産業廃棄物のマニフェスト		9/7	公開		道路維持課
377	8/31	申出	全職員の時間外勤務命令簿		9/7	部分公開	第7条第2号	道路維持課
378	9/1	請求	的野長嶺線局部改良工事(1工区)の金入り工事設計書		9/7	公開		高岡・農林建設課
379	9/1	請求	令和3年度 工番(更)第15号 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(但し山内川推進工)の金入り設計書		9/6	公開		水道整備課
380	9/1	請求	宮崎市新別府町□□□ ○○○株式会社宮崎営業所 消防設備点検報告書の写し		9/9	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
381	9/1	請求	知福川水管橋撤去工事の金入り工事設計書		9/10	公開		配水管理課
382	9/2	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち外構工事(一期工事)の金額入り工事設計書		9/9	公開		地域コミュニティ課
383	9/2	請求	知福川水道管橋撤去工事の金額入り工事設計書		9/10	公開		配水管理課
384	9/2	請求	・宮崎市立宮崎中学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立宮崎西中学校高圧受変電設備更新工事 ・宮崎市立宮崎北中学校高圧受変電設備更新工事 の金入り設計書		9/16	公開		学校施設課
385	9/2	請求	宮崎市内において令和3年8月1日から令和3年8月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したものの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		9/15	公開		保健衛生課
386	9/2	請求	宮崎西中前線配水管布設替工事の金入り設計書		9/9	公開		水道整備課
387	9/3	申出	宮崎市内において、令和3年8月1日から8月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		9/15	公開		保健衛生課
388	9/6	申出	宮崎市内において令和3年8月1日から令和3年8月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。・法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		9/15	公開		保健衛生課
389	9/6	申出	令和3年8月1日から令和3年8月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		9/15	公開		保健衛生課
390	9/6	申出	令和3年8月1日から8月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		9/15	公開		保健衛生課
391	9/6	請求	・市住大島西団地175棟外壁改修工事 ・市住木花台団地216棟外壁改修工事 の単価入り設計書		9/8	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
392	9/6	申出	宮崎市において令和3年3月1日から令和3年8月31日の間に新規で食品営業許可を取得した施設及び令和3年3月1日から令和3年5月31日の間に新規で登録を受けた施設の以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名)・申請者電話番号(法人)・申請者住所(法人)・初回許可年月日・終了年月日・業種・種目(ただし、携帯電話番号、臨時、仮設を除く)		9/15	公開		保健衛生課
393	9/6	申出	令和3年8月1日から令和3年8月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く)・申請者氏名・種目・初回許可年月日・終了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		9/15	公開		保健衛生課
394	9/6	申出	令和3年8月1日から令和3年8月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(※理容所・クリーニング所は新規確認なし)(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		9/15	公開		保健衛生課
395	9/6	申出	宮崎市管内で令和3年8月1日から令和3年8月31日に新規で開設した診療所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		9/13	公開		保健医療課
396	9/6	申出	宮崎市管内で令和3年8月1日から令和3年8月31日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		9/13	非公開	文書不存在	保健医療課
397	9/6	申出	宮崎市管内で令和3年8月1日から令和3年8月31日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		9/13	部分公開	第7条第2号	保健医療課
398	9/6	請求	境田8号線外1線配水管布設替工事の金入り設計書		9/9	公開		水道整備課
399	9/6	請求	宮崎市北地域センター空調設備更新工事の金額入り設計書		9/10	公開		管財課
400	9/6	申出	・平成に閉院した〇〇〇医院又は病院(□□□町周辺)の廃止台帳 ・平成に閉院した〇〇〇又は〇〇〇小児科医院(□□□町周辺)の廃止台帳 ・〇〇〇又は〇〇〇産婦人科医院又は病院の開設時(昭和～平成)の院長の名前(台帳) ・昭和に閉院した〇〇〇産婦人科医院又は病院(□□□町)の廃止台帳 ・昭和に閉院した〇〇〇医院又は病院(□□□町又は□□□町)の廃止台帳 ・昭和に閉院した〇〇〇医院(□□□町又は□□□町)の廃止台帳		9/17	部分公開	第7条第3号	保健医療課
401	9/6	請求	宮崎市営住宅学園木花台団地215棟外壁改修工事の金入り設計書		9/9	公開		建築住宅課
402	9/7	請求	令和3年度 工番(更)第26号 宮本4号線外3線配水管布設替工事の金入り設計書		9/10	公開		水道整備課
403	9/8	請求	瓜生野小西線の工事着工前の写真		9/9	部分公開	第7条第2号	土木課
404	9/8	申出	令和3年8月31日時点における宮崎市内の理美容所の次の事項の一覧表。 1. 施設名称 2. 施設所在地 3. 施設電話番号 4. 開設者名 5. 代表者氏名(法人のみ) 6. 開設者電話番号(法人のみ) 7. 確認年月日 8. 許可番号		9/22	公開		保健衛生課
405	9/8	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち外構工事(一期工事)の金額入り設計書		9/21	公開		地域コミュニティ課
406	9/9	請求	宮崎市大字島之内□□□ 株式会社〇〇〇 △△△店の自動火災報知設備図面一式		9/15	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
407	9/9	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日～令和3年8月31日に確認されたもの		9/14	公開		建築行政課
408	9/10	申出	大島線、昭和通線、南原通線、明神原通線、浜手線、上加納小学校線、宮ノ前運動公園線、井倉尾脇線 の平面図、位置図並びに供用(予定含む)箇所に関する情報		9/15	公開		土木課
409	9/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年8月31日～令和3年9月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年8月31日～令和3年9月9日までの受付分		9/14	部分公開	第7条第2号	建築行政課
410	9/13	申出	宮崎市大橋口□□□にあった、○○○内科について、診療所の正式名称、所在地、廃止年月日。		9/27	公開		保健医療課
411	9/13	請求	令和3年度生目台配水池No.1外壁塗装工事の金額入工事設計書		9/21	公開		浄水課
412	9/13	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		9/14	公開		建築行政課
413	9/15	請求	令和3年3月1日入札執行の宮崎公立大学植栽管理事業業務委託の入札結果(①落札業者、②税抜落札金額、③指名業者、④履行期間)		9/27	部分公開	第7条第6号	企画総務課
414	9/16	請求	宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館大規模改造工事のうち電気設備工事 の金額入り設計書		9/22	公開		スポーツランド推進課
415	9/17	請求	宮崎市北消防署西部出張所換気設備外改修工事 の金額入り設計内訳書		9/22	公開		総務課
416	9/21	請求	令和3年4月募集で、○○○保育園・○○○保育園(△△)・○○○保育園(△△)それぞれの1才児の枠に第1希望で申込んだ者の第2希望、第3希望が分かるもの(入園した方に限る)		10/4	部分公開	第7条第2号、第6号	保育幼稚園課
417	9/21	請求	宮崎市跡江宮ノ馬場□□□ 周囲の航空写真と地番の重ね図		9/24	公開		資産税課
418	9/21	申出	未利用地一覧No.16 宮崎市高岡町浦之名1589-21 建物の図面一式		9/29	公開		管財課
419	9/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年9月10日～令和3年9月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年9月10日～令和3年9月20日までの受付分		9/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
420	9/21	請求	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(但し小松川推進工)の金入り設計書		9/28	公開		水道整備課
421	9/21	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち外構工事(一期工事)の金入り設計書		9/30	公開		地域コミュニティ課
422	9/21	請求	準用河川跡江川河川改修工事(その7)の金入り設計書		10/1	公開		土木課
423	9/21	請求	境界査定調査「宮崎市阿波岐原町火切塚□□□ 地先(平成〇年〇月〇日 立会)」		10/1	部分公開	第7条第2号	用地管理課
424	9/21	申出	宮崎市懲戒処分の基準		9/27	公開		人事課
425	9/22	請求	宮崎市第二庁舎4階外照明設備更新工事に関わる金額入り設計書		10/5	公開		管財課
426	9/22	請求	宮崎市立高岡中学校職員室及び放送室空調設備更新工事に関わる金額入り設計書		10/6	公開		企画総務課
427	9/22	請求	宮崎市立宮崎小学校職員室空調機更新工事 上記工事の金入り設計書		9/28	公開		学校施設課
428	9/22	請求	宮崎市霧島2丁目□□□ ○○○ 自動火災報知設備設置届書類一式		10/1	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
429	9/22	請求	宮崎県東諸県郡国富町大字木脇□□□ ○○○株式会社消防用設備等設置届出書図面等 平面図:試験結果表		10/1	公開		北消防署
430	9/24	申出	指定年月日 昭和52年5月20日 指定番号 第13号 位置指定道路にかかる実測図		10/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
431	9/27	請求	平和ヶ丘児童センター屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/1	公開		子育て支援課
432	9/27	請求	宮崎市フェニックス自然動物園リニューアル基本計画 宮崎市フェニックス自然動物園リニューアル基本計画修正案		10/5	公開		公園緑地課
433	9/28	請求	青島浄化センター電気設備改築工事 金入り設計書		10/4	公開		下水道施設課
434	9/28	申出	市道側溝の清掃事業の報告書、令和2年度分		10/11	公開		道路維持課
435	9/29	請求	宮崎市清水2丁目□□□ ○○○ 消防設備関係図面(非常警報設備)		10/6	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
436	9/30	請求	①鑑定評価書および標準宅地調書(宅地番号□□-□□□□) ②時点修正率表(宅地番号□□-□□□□)		10/11	部分公開	第7条第2号	資産税課
437	9/30	申出	建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づき指定された道路(指定年月日 平成2年6月1日 指定番号 第2号)に係る道路位置指定申請書に添付された「計画平面図、道路十横断面図、側溝構造図」中の計画平面図の部分」		10/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課
438	10/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年9月21日～令和3年9月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年9月21日～令和3年9月30日までの受付分		10/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
439	10/1	請求	宮崎市内において令和3年9月1日から令和3年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		10/13	公開		保健衛生課
440	10/1	申出	令和2年3月3日から令和3年9月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理美容所の次の事項 施設名称 施設所在地 施設電話番号 確認年月日 開設者名 業種		10/13	公開		保健衛生課
441	10/1	申出	令和2年3月3日から令和3年9月30日までに新規開設した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する以下情報 【必要項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設者名・開設年月日・業務種類		10/8	部分公開	第7条第2号	保健医療課
442	10/1	請求	6-64号線道路築造および整地工事の金額入り設計書		10/14	公開		区画整理課
443	10/1	請求	宮崎市市営住宅国富が丘団地99棟外2棟南面外壁改修工事の金額入工事設計書		10/11	公開		建築住宅課
444	10/1	請求	・個人用火災総合保険 THE家財の保険 ・賃貸住宅居住者総合保険 ハイパー家財		10/15	部分公開	第7条第2号、 第3号	企画政策課
445	10/1	請求	・DJI機体保険 被保険者証 ・DJI賠償責任保険 被保険者証 ・住まいの保険証券(令和2年度、3年度に契約したもの)		10/14	部分公開	第7条第2号	秘書課
446	10/1	請求	児童安全共済制度の加入者証(令和2年度・令和3年度)		10/7	部分公開	第7条第3号	地域コミュニティ課
447	10/1	請求	事業活動総合保険(施設名:宮崎市自立支援センター「これから」他)		10/12	部分公開	第7条第3号	社会福祉第一課
448	10/1	請求	宮崎市の保有・管理する施設の賠償責任保険の保険証券		10/15	公開		保育幼稚園課
449	10/1	請求	「児童安全共済制度」「児童厚生員共済制度」加入者証		10/15	部分公開	第7条第3号	子育て支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
450	10/1	請求	宮崎市の保有・管理する ・自動車の任意保険の保険証券 ・施設の賠償責任保険の保険証券 ・施設の火災保険の保険証券 ・公園の賠償責任保険の保険証券 ・道路の賠償責任保険の保険証券 全て令和2年度と今年度に契約したもの 共済市長会等の 団体を含まない、保険証券のみで附属書類は含まない		10/7	公開		保健医療課
451	10/1	請求	令和2年度及び令和3年度に市が契約した保険に係る保険 証券		10/5	部分公開	第7条第3号	森林水産課
452	10/1	請求	宮崎市の保有・管理する施設の賠償責任保険の保険証券		10/8	部分公開	第7条第3号	農村整備課
453	10/1	請求	宮崎市の保有・管理する賠償責任保険及び傷害総合保険 の保険証券		10/14	公開		スポーツランド推進課
454	10/1	請求	宮崎市グリーンスローモビリティにかかる自動車保険明細書		10/11	部分公開	第7条第3号	商業政策課
455	10/1	請求	・水門操作作業に伴う普通傷害保険証券(R2) ・水門操作作業に伴う普通傷害保険証券(R3) ・河川愛護会活動に伴う普通傷害保険証券(R2) ・河川愛護会活動に伴う賠償責任保険証券(R2) ・河川愛護会活動に伴う普通傷害保険証券(R3) ・河川愛護会活動に伴う賠償責任保険証券(R3) の写し		10/13	公開		土木課
456	10/1	請求	宮崎市の保有・管理する施設の賠償責任保険の保険証券		10/12	公開		建築住宅課
457	10/1	請求	令和2年度と令和3年度に契約した土地区画整理事業賠償 責任保険の保険証券の写し		10/15	部分公開	第7条第3号	区画整理課
458	10/1	請求	水門操作作業に伴う傷害総合保険		10/7	公開		高岡・農林建設課
459	10/4	申出	宮崎市において、令和3年9月1日から令和3年9月30日 の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業 所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏 名、種目、初回許可年月日。終了年月日。(移動・短期、自 動販売機を除く)		10/13	公開		保健衛生課
460	10/4	申出	令和3年9月1日から令和3年9月30日までに新規で営業許 可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除 く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日 についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機を除く)		10/13	公開		保健衛生課
461	10/4	申出	令和3年9月1日から令和3年9月30日までに、宮崎市内で 新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧 表。(※理容所・クリーニング所は新規確認なし)(施設名称、 施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		10/13	公開		保健衛生課
462	10/4	申出	宮崎市管内で令和3年9月1日から令和3年9月30日に新 規で開設した診療所・施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・ 業務種類		10/14	公開		保健医療課
463	10/4	申出	宮崎市管内で令和3年9月1日から令和3年9月30日に新 規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・ 業務種類		10/14	非公開	文書不存在	保健医療課
464	10/4	申出	草刈業務委託の設計書		10/15	公開		佐土原・農林建設課
465	10/4	申出	草刈業務委託の契約書		10/15	部分公開	第7条第3号	佐土原・農林建設課
466	10/4	申出	産廃に伴うマニフェスト(全事業分)		10/15	非公開	文書不存在	佐土原・農林建設課
467	10/5	請求	宮崎市清武文化会館研修室・和室空調設備更新工事の金 入り設計書		10/8	公開		文化・市民活動課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
468	10/5	請求	令和3年度 工番(更)第35号 加納台2号線1線配水管布設替工事の金入り設計書		10/12	公開		水道整備課
469	10/6	請求	宮崎市立広瀬中学校北校舎西棟外壁改修工事の金入り設計書		10/13	公開		学校施設課
470	10/6	請求	大瀬地区下水道管布設工事(3-1工区)の金額入り設計書		10/7	公開		下水道整備課
471	10/6	申出	令和3年9月1日から9月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		10/13	公開		保健衛生課
472	10/6	請求	宮崎市内において令和3年7月1日から令和3年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①営業の区分②営業所の屋号③営業所の住所④営業者の氏名⑤営業所の電話番号 ※理容所、興行場、公衆浴場は該当無し		10/20	公開		保健衛生課
473	10/6	請求	宮崎市内において令和3年7月1日から令和3年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したもののうち、次の事項 ①種目②屋号③営業所所在地④申請者氏名(法人の場合は代表者名含む)⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く		10/20	公開		保健衛生課
474	10/7	請求	今村通線外3線道路築造及び10号水路工事の金入り実施設計書(当初)		10/20	公開		区画整理課
475	10/7	申出	宮崎市内において令和3年9月1日から令和3年9月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日、法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		10/13	公開		保健衛生課
476	10/7	申出	令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		10/20	公開		保健衛生課
477	10/7	請求	合流地区管渠改築工事(3-6工区) 合流地区管渠改築工事(3-10工区) ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(3-3工区) ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(3-4工区)の単価記載済み実施設計書		10/12	公開		下水道整備課
478	10/7	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		10/11	公開		建築行政課
479	10/7	申出	建築計画概要書 第88号 令和3年9月22日付		10/11	公開		建築行政課
480	10/8	請求	青島浄化センター電気設備改築工事 金額入り設計書・代価表		10/18	公開		下水道施設課
481	10/8	申出	令和3年6月1日から令和3年6月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		10/13	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
482	10/8	請求	宮崎市恒久にあった〇〇〇院の ①正式な病院名称 ②所在地 ③廃業年月日 ④業務を引き継いでいる医療機関の有無			取下		保健医療課
483	10/8	請求	島之内境下1号線外3線配水管布設替工事の金額入り設計書		10/12	公開		水道整備課
484	10/11	申出	宮崎市市民活動保険制度について ・令和3年度契約時の入札結果 ・令和3年度契約の保険証券(補償内容の記載してある面のみ) ・H30、R1、R2年度契約の事故件数および支払い保険金額		10/20	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
485	10/11	請求	飲食店:宮崎市上野町□□□ □〇〇の申請者名 営業許可年月日		10/25	公開		保健衛生課
486	10/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年10月1日～令和3年10月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年10月1日～令和3年10月10日までの受付分		10/15	部分公開	第7条第2号	建築行政課
487	10/12	申出	令和3年度宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託 プロポーザルの ①提案書 ②評価表		10/22	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号	国保年金課
488	10/12	請求	診療所一覧(2021年9月30日現在) [必要項目] 医療機関名、住所、開設者、開始年月日			取下		保健医療課
489	10/12	請求	鑑定評価書及び標準宅地調書		10/18	部分公開	第7条第2号、第3号	資産税課
490	10/12	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から令和3年9月30日に確認されたもの		10/15	公開		建築行政課
491	10/13	申出	令和3年8月1日から令和3年9月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(※理容所は新規確認なし) 1. 施設名称 2. 施設所在地 3. 施設電話番号 4. 開設者名 5. 代表者氏名(法人のみ) 6. 開設者電話番号(法人のみ) 7. 確認年月日 8. 許可番号		10/21	公開		保健衛生課
492	10/13	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち電気設備工事に関わる金額入り設計書		10/15	公開		地域コミュニティ課
493	10/13	請求	「宮崎市第二庁舎新館部非常用自家発電設備更新工事」 「宮崎市第四庁舎非常用自家発電設備外設置工事」に関わる金額入り設計書		10/18	公開		管財課
494	10/13	請求	宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/14	公開		文化・市民活動課
495	10/13	請求	宮崎市立大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立住吉南小学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事の金額入り設計書		10/21	公開		学校施設課
496	10/13	請求	宮崎市佐土原総合支所南庁舎屋上防水改修工事の金額入り設計書		10/21	公開		管財課
497	10/13	請求	生目台配水池No.1屋上防水塗装工事の金額入り設計書		10/19	公開		浄水課
498	10/13	請求	・大淀処理場管理本館耐津波補強工事 ・宮崎処理場分流ポンプ棟耐津波補強工事の金額入りの設計書		11/8	公開		下水道施設課
499	10/14	請求	建物名 〇〇〇 住所 宮崎市清武町正手二丁目□□□□ 自動火災報知設備に係る系統図及び平面図		10/20	公開		南消防署
500	10/14	請求	宮崎市佐土原町下田島□□□ □〇〇 自動火災報知設備に係る系統図及び平面図		10/19	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
501	10/15	請求	新町停車場線(新町橋)旧橋撤去工事の金額入り当初工事設計書		10/15	公開		市街地整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
502	10/15	申出	令和3年4月1日から令和3年10月15日までに新規の飲食店営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・初回許可年月日(ただし、携帯電話番号、臨時営業、仮設を除く。)		10/29	公開		保健衛生課
503	10/18	請求	下水道管路施設耐震化工事(3-1工区)の金入り設計書		10/25	公開		下水道整備課
504	10/19	請求	診療所一覧(申請時での最新情報) [必要項目] 医療機関名、住所、開設者、開始年月日		10/20	公開		保健医療課
505	10/19	請求	令和3年9月1日開札の 工事名:北部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月~3月)の金額入り工事設計書		11/1	公開		道路維持課
506	10/19	請求	令和〇年〇月〇日(〇)〇時ごろ 吉村町□□□付近で発生した救急事案に係る救急活動報告書		10/26	部分公開	第7条第2号	北消防署
507	10/20	申出	宮崎市恒久(□□□の近く)にあった〇〇〇院の下記内容についてわかる資料 ①正式名称 ②所在地 ③廃業年月日 ④業務を引き継いでいる医療機関の有無		10/26	部分公開	第7条第2号	保健医療課
508	10/20	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		10/22	公開		建築行政課
509	10/20	請求	宮崎市阿波岐原町□□□ 有限会社〇〇〇 少量危険物貯蔵、取扱い届出書		10/22	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
510	10/20	申出	田野総合支所の除草、剪定、路面清掃車に関する事業の執行状況。令和2年度分(農道を含める)		3/30	公開		田野・農林建設課
511	10/20	申出	令和2年度高岡総合支所の除草、剪定、路面清掃車に関する事業の執行状況		1/24	公開		高岡・農林建設課
512	10/20	申出	清武総合支所の除草、剪定、路面清掃車に関する事業の執行状況。令和2年度分		10/22	公開		清武・農林建設課
513	10/20	請求	「令和3年度宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託」の企画競争に関する公文書開示請求書		10/25	部分公開	第7条第2号	国保年金課
514	10/21	請求	宮崎市長野町□□□ 〇〇〇の消防用設備等設置届出書一式		11/5	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
515	10/21	請求	・自治会等あて文書配送業務入札・開札調書(令和元年度、2年度、3年度)		11/4	部分公開	第7条第6号	総務法制課
516	10/21	請求	・平成28年度実施の宮崎市一般廃棄物指定収集袋在庫管理及び配送業務委託の仕様書及び入札結果		11/4	公開		環境業務課
517	10/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年10月11日~令和3年10月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年10月11日~令和3年10月20日までの受付分		10/26	部分公開	第7条第2号	建築行政課
518	10/22	請求	・宮崎市市道(北中1号線)の市道認定に関する告示関連文書一切 ・宮崎市市道(北中1号線)の市道供用開始に関する告示関連文書(区域・供用開始の区別を示す一覧表、図面等)一切 ・宮崎市市道(北中1号線)の市道認定に関する宮崎市議会の議決を裏付ける関連文書一切 ・宮崎市市道(北中1号線)の市道認定に至る契機・経緯を示す文書(国の指針、申請書、同意書)一切		10/29	公開		道路維持課
519	10/22	請求	・宮崎市市道(北中1号線)の市道路線廃止に関する関連文書(市道路線廃止申請書、同意書、保留を求める文書等)一切 ・宮崎市市道(北中1号線)の市道拡張に関する文書(要望書、同意書等)一切		10/29	部分公開	第7条第2号	道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
520	10/22	請求	・宮崎市市道(北中1号線)の市道供用開始に関する告示関連文書(区域・供用開始の図面) ・宮崎市市道(北中1号線)の市道認定に至る契機・経緯を示す文書(国の指針、申請書、同意書)一切 ・宮崎市市道(北中1号線)の市道拡張に関する関連文書(要望書、同意書等)一切		10/29	非公開	文書不存在	道路維持課
521	10/22	請求	宮崎市内にある安定型最終処分場および管理型最終処分場、それぞれの件数と所在地、残余容量(各処分場)が分かる資料		11/2	公開		環境指導課
522	10/25	申出	宮崎市橋通東3丁目□□□ 美容室○○○ の開設者氏名		11/5	公開		保健衛生課
523	10/25	申出	宮崎市永楽町□□□にあった○○○医院の廃院情報について ①正式な医療機関名 ②正式な所在地 ③廃院年月日		11/4	公開		保健医療課
524	10/25	申出	宮崎市永楽町□□□にあった○○○医院の廃院情報について ④医療記録の引継先		11/4	非公開	文書不存在	保健医療課
525	10/25	請求	合流地区管渠改築実施設計業務委託(3-2工区) 合流地区管渠改築実施設計業務委託(3-4工区) の金入り設計書		11/2	公開		下水道整備課
526	10/26	請求	・男女共同参画センター屋上防水改修工事 の金入り設計書(図面は除く)		10/29	公開		文化・市民活動課
527	10/26	請求	宮崎市中央卸売市場管理事務所棟屋上防水改修工事(その1) の変更分金入り設計書(図面は除く)		10/29	公開		市場課
528	10/26	請求	・高岡温泉やすらぎの郷屋上防水改修工事 の金入り設計書(図面は除く)		11/5	公開		高岡・地域市民福祉課
529	10/27	請求	令和2年度使用小学校図書研究専門調査員名簿 令和3年度使用中学校用教科用図書宮崎地区協議会専門委員名簿		11/2	公開		学校教育課
530	10/27	請求	宮崎市中央卸売市場青果水産棟2階トイレ改修工事(その4) 宮崎市中央卸売市場青果倉庫棟電気幹線改修工事 の金入り設計書		11/1	公開		市場課
531	10/27	請求	岡ノ下公園トイレ新築工事の金入り設計書		11/2	公開		清武・農林建設課
532	10/27	請求	宮崎市営住宅飛江田団地168棟倉庫改築工事 宮崎市営住宅飛江田団地169棟外電気幹線改修工事の金入り設計書		11/4	公開		建築住宅課
533	10/27	請求	宮崎市立宮崎東小学校屋内運動場トイレ整備工事の金入り設計書		11/11	公開		地域安全課
534	10/27	請求	宮崎市同報系防災行政無線親局外更新工事の金入り設計書		11/11	公開		危機管理課
535	10/27	請求	宮崎市高岡総合支所受変電設備更新工事の金入り設計書		11/1	公開		管財課
536	10/27	請求	宮崎処理場管理本館増築部トイレ改修工事の金入り設計書 大淀処理場管理本館トイレ改修工事の金入り設計書 大淀処理場管理本館耐津波補強工事の金入り設計書 宮崎処理場分流ポンプ棟耐津波補強工事の金入り設計書		10/28	公開		下水道施設課
537	10/27	請求	富吉水源池電気室外2棟外壁等改修工事の金入り設計書		11/2	公開		浄水課
538	10/28	請求	合流地区管渠改築工事(3-2工区)		11/4	公開		下水道整備課
539	10/28	請求	宮崎市吉村町□□□ ○○○株式会社 自動火災報知設備 設置図面		11/5	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
540	10/29	請求	令和3年度東大宮地区コミュニティセンター管理棟外壁改修工事の金入り設計書		11/11	公開		地域コミュニティ課
541	10/29	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地95棟南面外3棟外壁改修工事の金入り設計書		11/4	公開		建築住宅課
542	10/29	請求	令和3年度宮崎市平和が丘児童プール改修工事の金額入り設計書		11/10	公開		子育て支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期 日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
543	10/29	請求	令和3年度地蔵橋橋梁修繕工事の金入り設計書(当初設計)		11/5	公開		道路維持課
544	10/29	請求	令和3年度宮崎市北消防署東分署B訓練棟外壁改修工事の金入り設計書		11/10	公開		総務課
545	10/29	請求	発注者:宮崎市上下水道局 件名:小松吐放流渠ゲート設置工事の金入り設計書		11/2	公開		下水道整備課
546	10/29	請求	宮崎処理場管理本館増築部トイレ改修工事の金入り設計書		11/2	公開		下水道施設課
547	10/29	請求	市道認定基準		11/5	公開		道路維持課
548	10/29	請求	新型コロナウイルスワクチン対策局が令和3年10月25日に実施した「宮崎市新型コロナワクチン集団接種に関する労働者派遣業務」の入札に係る入札開札調書及び当該案件の仕様書		11/9	部分公開	第7条第6号	新型コロナウイルスワクチン対策局
549	11/1	請求	宮崎市内において令和3年10月1日から令和3年10月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		11/12	公開		保健衛生課
550	11/1	申出	宮崎市内において令和3年9月30日時点で食品営業許可を所得している施設の以下の項目の一覧 ・屋号・営業所在地 営業所電話番号・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名)・許可年月日・業種・種目(ただし、携帯電話、臨時、自動車、仮設、短期、自動販売機を除く)		11/15	公開		保健衛生課
551	11/1	申出	〇〇〇クリニックの以下について確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		11/8	非公開	文書不存在	保健医療課
552	11/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年10月21日～令和3年10月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年10月21日～令和3年10月31日までの受付分		11/4	部分公開	第7条第2号	建築行政課
553	11/1	申出	令和3年10月1日から令和3年10月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名・種目・初回許可年月日・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		11/15	公開		保健衛生課
554	11/1	申出	令和3年10月1日から令和3年10月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		11/15	公開		保健衛生課
555	11/1	申出	宮崎市管内で令和3年10月1日から令和3年10月31日に新規で開設した診療所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		11/8	公開		保健医療課
556	11/1	申出	宮崎市管内で令和3年10月1日から令和3年10月31日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所及び施術所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		11/8	非公開	文書不存在	保健医療課
557	11/1	請求	選挙期間中に(令和3年10月30日の)衆議院議員選挙期間中における市役所駐車場敷地等の交通警備委託契約について選管が契約した(仕様書及び契約書)の写し		11/8	部分公開	第7条第3号	選挙管理委員会事務局
558	11/4	申出	宮崎市内において、令和3年10月1日から令和3年10月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		11/15	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
559	11/4	申出	令和3年10月1日から令和3年10月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		11/15	公開		保健衛生課
560	11/4	請求	宮崎市における市道認定基準(平成2年改正分)と現行分		11/16	公開		道路維持課
561	11/4	請求	建物名称:〇〇〇 建物住所:〒880-0033 宮崎市神宮西2丁目〇〇〇 自火報設備図面一式。誘導灯設備図面一式を含む。設置届出書一式 使用開始届出書一式		11/12	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
562	11/5	請求	宮崎市橋通東一丁目〇〇〇 〇〇〇 スプリンクラー設備設置届出書		11/9	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
563	11/8	申出	宮崎市内において令和3年10月1日から令和3年10月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		11/15	公開		保健衛生課
564	11/8	申出	令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は新規確認なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		11/22	公開		保健衛生課
565	11/8	申出	令和3年9月1日から令和3年10月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		11/22	公開		保健衛生課
566	11/8	請求	1.宮崎市営住宅中央団地下水接続工事 2.宮崎市営住宅新川団地下水接続工事 に関わる金額入り設計書		11/16	公開		建築住宅課
567	11/8	請求	宮崎市立江平小学校多目的室外空調整備工事 外10件に係る金額入り設計書		11/17	公開		学校施設課
568	11/8	請求	宮崎市清武文化会館研修室・和室空調設備更新工事 美術作品収蔵庫設置事業のうち機械設備工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		文化・市民活動課
569	11/8	請求	宮崎市橋児童センター遊戯室空調設備設置工事 宮崎市大塚児童センター遊戯室空調設備設置工事 宮崎市西原児童センター遊戯室空調設備設置工事 宮崎市木花児童センター遊戯室空調設備設置工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		子育て支援課
570	11/8	請求	宮崎市中央卸売市場青果棟旧低温せり場更新工事 宮崎市中央卸売市場ガス設備改修工事(その4) 宮崎市中央卸売市場給水消火設備改修工事(その4) に関わる金額入り設計書		11/15	公開		市場課
571	11/8	請求	宮崎市北地域センター空調設備更新工事 宮崎市高岡総合支所空調設備更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		管財課
572	11/8	請求	赤江公民館空調設備更新工事 に関わる金額入り設計書		11/18	公開		地域コミュニティ課
573	11/8	請求	宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館大規模改造工事のうち機械設備工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		スポーツランド推進課
574	11/8	請求	小戸保育所新築工事のうち空調・換気設備工事 小戸保育所新築工事のうち給排水設備工事 に関わる金額入り設計書		11/18	公開		保育幼稚園課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
575	11/8	請求	宮崎市立図書館空調和設備機器更新工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		生涯学習課
576	11/8	請求	①宮崎市営住宅飛江田団地172棟電気幹線改修工事 ②宮崎市営住宅飛江田団地170棟外電気幹線改修工事 ③宮崎市営飛江田団地169棟外電気幹線改修工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		建築住宅課
577	11/8	請求	宮崎が高岡福祉保健センター大研修室照明設備外改修工事 に関わる金額入り設計書		11/18	公開		地域保健課
578	11/8	請求	宮崎市民プラザリモートユニット更新工事(その3) 宮崎市清武文化会館リモートユニット更新工事 宮崎市民文化ホールリモートユニット改修工事 宮崎市民文化ホール舞台操作盤改修工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		文化・市民活動課
579	11/8	請求	宮崎市立大宮中学校屋内運動場アリーナ照明器具落下防止対策工事 外6件 に係る金額入り設計書		11/17	公開		学校施設課
580	11/8	請求	宮崎中央卸売市場青果棟電気室A・B直流電源装置改修工事 宮崎中央卸売市場青果倉庫棟電気幹線改修工事 宮崎中央卸売市場青果棟せり場外照明器具取替工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		市場課
581	11/8	請求	宮崎市第二庁舎2階照明設備更新工事 宮崎市第二庁舎1階照明設備更新工事 宮崎高岡総合支所受変電設備更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		管財課
582	11/8	請求	宮崎市保健所・中央保健センター直流電源装置更新工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		保健医療課
583	11/8	請求	宮崎市清武体育館非常用発電機更新工事 宮崎市南部土地区画整理事業記念体育館大規模改造工事のうち電気設備工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		スポーツランド推進課
584	11/8	請求	宮崎市総合福祉保健センター直流電源装置更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		福祉総務課
585	11/8	請求	宮崎市立図書館直流電源装置更新工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		生涯学習課
586	11/8	請求	宮崎市同報系防災行政無線親局外更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		危機管理課
587	11/8	請求	小戸保育所新築工事のうち電気設備工事 に関わる金額入り設計書		11/18	公開		保育幼稚園課
588	11/8	請求	大島線道路改良工事(9工区)但し信号機移設工 に関わる金額入り設計書(当初設計)		11/16	公開		土木課
589	11/8	請求	大淀処理場DO計外改築工事 大淀処理場管理本館 仮屋原地区マンホールポンプ場電気機械設備工事 小松2号マンホールポンプ場電気設備移転工事 青島浄化センター電気設備改築工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		下水道施設課
590	11/8	請求	和石地区配水池外配水流量計更新工事 板ヶ八重・南城寺地区加圧ポンプ場外3施設電源切替盤設置工事 浦之名浄水場浄水濁度計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		営業所工務課
591	11/8	請求	生目台配水池残留塩素計更新工事 岩切送水ポンプ所電気設備設置外工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		浄水課
592	11/8	請求	田野第1配水池配水流量計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		田野営業所工務課
593	11/8	請求	清武第2水源池浄水濁度計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		清武営業所工務課
594	11/8	請求	宮崎市総合福祉保健センター直流電源装置更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		福祉総務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
595	11/8	請求	宮崎市立図書館直流電源装置更新工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		生涯学習課
596	11/8	請求	宮崎市同報系防災行政無線親局外更新工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		危機管理課
597	11/8	請求	小戸保育所新築工事のうち電気設備工事 に関わる金額入り設計書		11/18	公開		保育幼稚園課
598	11/8	請求	大島線道路改良工事(9工区)但し信号機移設工 に関わる金額入り設計書(当初設計)		11/16	公開		土木課
599	11/8	請求	大淀処理場DO計外改築工事 大淀処理場管理本館 仮屋原地区マンホールポンプ場電気機械設備工事 小松2号マンホールポンプ場電気設備移転工事 青島浄化センター電気設備改築工事 に関わる金額入り設計書		11/15	公開		下水道施設課
600	11/8	請求	和石地区配水池外配水流量計更新工事 板ヶ八重・南城寺地区加圧ポンプ場外3施設電源切替盤設置工事 浦之名浄水場浄水濁度計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		営業所工務課
601	11/8	請求	生目台配水池残留塩素計更新工事 岩切送水ポンプ所電気設備設置外工事 に関わる金額入り設計書		11/12	公開		浄水課
602	11/8	請求	田野第1配水池配水流量計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		田野営業所工務課
603	11/8	請求	清武第2水源池浄水濁度計更新工事 に関わる金額入り設計書		11/17	公開		清武営業所工務課
604	11/9	申出	令和3年度(令和2年度保管状況分)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書に係る事業場別集計表		11/15	公開		環境指導課
605	11/11	申出	建築計画概要書 地名地番:宮崎市恒久6丁目□□□		11/15	公開		建築行政課
606	11/11	申出	地籍調査(国土調査)に関連するシステム導入についての情報 導入メーカー:△△システム 導入ソフト名:□□システム、落札年月:平成29年6月13日、落札業者:○○株式会社、落札形態:①リース契約 料金:リース(賃貸借使用料)		11/24	公開		農村整備課
607	11/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年11月1日～令和3年11月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年11月1日～令和3年11月10日までの受付分		11/19	部分公開	第7条第2号	建築行政課
608	11/12	申出	令和3年度第2回定例会(3月)議案第61号・62号の位置図・平面図及び認定・廃止の告示		11/25	公開		道路維持課
609	11/12	請求	宮崎県都市計画基礎調査 宮崎広域都市計画区域 宮崎市成果品 ・平成21年3月 土地利用別面積(旧宮崎市分) ・平成26年6月 土地利用別面積(旧宮崎市分) ・令和2年2月 土地利用別面積(旧宮崎市分) ・令和2年2月 土地利用現況図(市中心部付近)		11/17	公開		都市計画課
610	11/15	請求	合流地区管渠改築工事(1-4工区) 合流地区管渠改築工事(30-9) の工事報告書の製管作業工程写真。ストリング工法で工事完了したことがわかるもの。		11/15	公開		下水道施設課
611	11/15	申出	医療法人○○○ △△△外科の以下について確認できる資料 ・医療機関の正式名称 ・所在地 ・廃止年月日		11/18	公開		保健医療課
612	11/15	申出	医療法人○○○ △△△外科の以下について確認できる資料 ・カルテ引継の有無		11/18	非公開	文書不存在	保健医療課
613	11/16	申出	令和△年△月△日△時△分頃 宮崎市大瀬町□□□ 有 限会社◇◇◇◇内 ○○○ ▽年▽月▽日 搬送記録			取下		北消防署
614	11/17	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		11/26	公開		建築行政課
615	11/18	請求	債務不存在確認請求訴訟に対する反訴の訴状		11/18	公開		障がい福祉課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
616	11/18	申出	令和1年から令和3年の学校用生徒の机・椅子についての入札結果(参加した業者名、各社の金額、落札額がわかるもの)		11/25	部分公開	第7条第6号	企画総務課
617	11/19	請求	東大宮地区コミュニティセンター管理棟屋上防水改修工事の金入り設計書		11/26	公開		地域コミュニティ課
618	11/19	請求	宮崎市民文化ホール屋上防水改修工事(その1) 宮崎市民文化ホール中庭外壁改修工事の金入り設計書		11/24	公開		文化市民活動課
619	11/19	請求	宮崎市立大宮中学校南校舎屋上防水改修工事の金入り設計書		11/22	公開		学校施設課
620	11/22	申出	宮崎市全域の字界・字名・家屋を含む「地番」及び「筆界」を示す最新の地図(図面)情報(令和3年1月1日現在)		11/25	公開		資産税課
621	11/22	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年11月11日～令和3年11月21日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年11月11日～令和3年11月21日までの受付分		11/30	部分公開	第7条第2号	建築行政課
622	11/24	請求	生目台配水池No.2屋上防水塗装工事の金入り設計書(図面は除く)		11/26	公開		浄水課
623	11/24	請求	宮崎処理場汚泥処理棟屋上防水改修工事の金入り設計書(図面は除く)		11/27	公開		下水道施設課
624	11/24	請求	〇〇〇 〇〇〇センター 消火器・自動火災報知設備・誘導灯の平面図及び系統図		11/30	部分公開	第7条第2号、 第3号	南消防署
625	11/24	申出	宮崎市保健所管轄内で令和3年4月1日から令和3年10月31日に新規で開設した医科診療所の施設一覧 【項目】 施設名称、施設所在地、開設者名、電話番号、開設年月日、診療科目		12/1	公開		保健医療課
626	11/25	申出	建築計画概要書『令和3年7月1日～令和3年11月30日』に確認されたもの		11/30	公開		建築行政課
627	11/26	申出	宮崎市花山手東2丁目□□□にあつた〇〇〇院の廃止台帳		11/29	部分公開	第7条第3号	保健医療課
628	12/1	請求	宮崎市立宮崎東中学校給水管布設替工事の金入り設計書		12/8	公開		学校施設課
629	12/1	請求	令和3年度「宮崎市配水管修繕等業務委託」に関する優先交渉権者の選定経緯 全選定委員における応募者全ての評価表			取下		配水管理課
630	12/1	請求	宮崎市市内において令和3年11月1日から令和3年11月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		12/14	公開		保健衛生課
631	12/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年11月22日～令和3年11月30日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年11月22日～令和3年11月30日までの受付分		12/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
632	12/1	申出	有限会社〇〇〇が所有する移動タンク貯蔵所の設置許可に係る申請書類一式		12/13	公開		予防課
633	12/1	請求	①宮崎市西原児童センター遊戯室空調設備設置工事 ②宮崎市木花児童センター遊戯室空調設備設置工事の単価入り工事設計書内訳書		12/13	公開		子育て支援課
634	12/3	請求	令和3年度 工番(更)第9号 幹線管路耐震化事業本郷北方工区配水管布設替工事(その1)の金入り設計書		12/10	公開		水道整備課
635	12/3	請求	介護認定審査室トイレ改修工事に関わる金額入り設計書		12/9	公開		介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
636	12/3	請求	令和3年度 工番(営)第47号 県道宮崎北郷線外1線配水管布設替工事の金入り設計書(当初)		12/10	公開		営業所工務課
637	12/3	申出	危険物取扱書設置許可申請書		12/21	公開		予防課
638	12/3	申出	宮崎市内において、令和3年11月1日から令和3年11月30日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日。終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		12/14	公開		保健衛生課
639	12/3	申出	令和3年10月1日から令和3年11月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		12/17	公開		保健衛生課
640	12/3	申出	令和3年11月1日から令和3年11月30日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) ・申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・終了年月日 についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		12/14	公開		保健衛生課
641	12/3	申出	令和3年11月1日から令和3年11月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)		12/17	公開		保健衛生課
642	12/3	申出	宮崎市管内で令和3年11月1日から令和3年11月30日に新規で開設した診療所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		12/9	公開		保健医療課
643	12/3	申出	宮崎市管内で令和3年11月1日から令和3年11月30日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		12/9	非公開	文書不存在	保健医療課
644	12/3	申出	宮崎市管内で令和3年11月1日から令和3年11月30日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		12/9	部分公開	第7条第2号	保健医療課
645	12/6	申出	令和3年11月1日から令和3年11月30日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号 ・申請者氏名 ・代表者氏名(法人) ・申請者住所(法人) ・申請者電話番号(法人) ・業種および種目 ・許可年月日 ・初回許可年月日 ・終了年月日 ・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		12/14	公開		保健衛生課
646	12/6	請求	令和3年4月に〇〇〇保育園(△△)に入園した1才児の「子どものための教育・保育給付認定申請書(2号・3号)兼保育施設等利用申込書」のNo.1の希望する施設名の第1希望から第3希望までと希望理由の枠内の情報			取下		保育幼稚園課
647	12/6	請求	宮崎市内において令和3年5月1日から令和3年12月6日までの間に新規確認(申請中のもも含む)を受けた美容所の以下の事項の一覧表。 ①施設名称 ②施設所在地 ③開設者名 ④施設電話番号		12/17	公開		保健衛生課
648	12/7	請求	旅館業法の営業許可のホテル・旅館に関する次の事項について 1.営業施設の名称 2.営業施設の所在地 3.営業許可主体の名称(会社名) 4.営業許可主体の代表者名 5.営業許可主体の住所(会社住所) 6.営業許可の日付 7.客室数 8.ホテル・旅館・簡易宿所下宿の区別		12/20	公開		保健衛生課
649	12/7	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		12/10	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
650	12/7	申出	建築計画概要書 第123号 令和3年11月15日付		12/10	公開		建築行政課
651	12/8	請求	令和3年4月に〇〇〇保育園(△△)に入園した1歳児の「子どものための教育・保育給付認定申請書(2号・3号)兼 保育施設等利用申込書」のNo.1の、希望する施設名の第1希望から第3希望までと希望理由の枠内の情報		12/21	部分公開	第7条第2号、第6号	保育幼稚園課
652	12/8	請求	令和3年度都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)の金額入り設計書		12/10	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
653	12/8	請求	令和3年度大塚下川原線外12線草刈業務委託の金額入り設計書		12/10	公開		道路維持課
654	12/8	請求	令和3年度宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の金額入り設計書		12/9	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
655	12/8	請求	宮崎市北消防署東分署B訓練棟外壁改修工事の金入り設計書		12/15	公開		総務課
656	12/9	請求	宮崎市江平東町△△△ 株式会社〇〇〇の消防用設備等設置届出書図面等 平面図:屋外消火栓設備・自動火災報知設備		12/23	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
657	12/9	申出	宮崎市内において令和3年11月1日から令和3年11月30日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		12/22	公開		保健衛生課
658	12/9	申出	令和3年11月1日から令和3年11月30日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		12/17	公開		保健衛生課
659	12/9	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年12月1日～令和3年12月8日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年12月1日～令和3年12月8日までの受付分		12/16	部分公開	第7条第2号	建築行政課
660	12/9	請求	宮崎市島之内△△△ 〇〇〇店 自動火災報知設備平面図		12/21	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
661	12/9	請求	宮崎市松山1丁目△△△ 〇〇〇 平面図		12/13	公開		北消防署
662	12/10	請求	令和3年度大淀川以南雨水幹線等年間維持業務委託の金額入り設計書		12/14	公開		土木課
663	12/10	請求	令和3年度都市公園等管理業務委託(天神山公園外)の当初及び変更金額入り設計書		12/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
664	12/13	請求	宮崎市清武総合福祉センター浄化槽撤去工事の金入り実施設計書		12/16	公開		福祉総務課
665	12/13	請求	令和3年度 工番(営)第19号 野崎浄水場外3施設解体工事の金入り実施設計書(当初)		12/16	公開		営業所工務課
666	12/14	請求	生目台地区の学校関係 ・要望書(生目台地区の小中学校PTA) ・要望書(生目台地区自治会連合会)		12/20	公開		企画総務課
667	12/14	請求	令和3年度 宮崎市に対する提言書(令和3年11月8日生目台地域自治区地域協議会)		12/20	公開		地域コミュニティ課
668	12/14	請求	宮崎市橋通西2丁目△△△ 〇〇〇の自動火災報知設備に係る平面図・系統図		12/23	部分公開	第7条第3号	北消防署
669	12/14	請求	東諸県郡国富町△△△ 〇〇〇の誘導灯設置平面図		12/20	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
670	12/14	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		12/16	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
671	12/16	申出	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもの。 対象物件の「工事の種類」は全て「建築物の解体」。			取下		建築行政課
672	12/20	申出	令和3年5月1日から令和3年8月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		12/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
673	12/20	請求	令和3年7月28日開札の和知川原通線舗装打換工事の金額入り工事設計書		12/24	公開		道路維持課
674	12/20	請求	令和3年度跡江2地区農地耕作条件改善事業農道舗装工事の金額入り工事設計書		12/23	部分公開	第7条第3号	農村整備課
675	12/20	請求	令和3年度宮崎市有害鳥獣対策協議会実施宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業2段張り電気柵資材購入宮崎市瓜生野地区 入札結果		12/23	公開		森林水産課
676	12/20	請求	令和3年度宮崎市有害鳥獣対策協議会実施宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業2段張り電気柵資材購入宮崎市清武町黒北地区 入札結果		12/23	公開		森林水産課
677	12/20	請求	令和3年度宮崎市有害鳥獣対策協議会実施宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業WM+4段張り電気柵資材購入 宮崎市田野町三角寺地区 入札結果		12/23	公開		森林水産課
678	12/20	請求	令和3年度宮崎市有害鳥獣対策協議会実施宮崎県鳥獣被害防止総合対策交付金関係事業3段張り電気柵資材購入宮崎市加江田地区 入札結果		12/23	公開		森林水産課
679	12/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年12月9日～令和3年12月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年12月9日～令和3年12月20日までの受付分		12/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
680	12/21	請求	令和△年△月△日△時△分ごろ 宮崎県宮崎市新名爪口□□○○で発生した火災事件についての火災調査報告書		1/4	部分公開	第7条第2号、第3号、第4号、第6号	北消防署
681	12/21	請求	佐土原町巨田地区市有林維持工事の金額入り設計書		12/23	公開		森林水産課
682	12/23	申出	建築計画概要書 地名地番:宮崎市神宮東1丁目□□□		12/27	部分公開	第7条第2号	建築行政課
683	12/27	請求	令和3年度 工番(営)第51号 県道宮崎北郷線道路改良に伴う配水管移設工事(本設工)の金額入り工事設計書(当初)		1/7	公開		営業所工務課
684	12/28	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年12月21日～令和3年12月27日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年12月21日～令和3年12月27日までの受付分		1/5	部分公開	第7条第2号	建築行政課
685	1/4	申出	医療機関:○○○医院、所在地と思われる住所:宮崎市谷川1丁目□□□ の以下について確認できる資料・医療機関の正式名称・所在地・廃止年月日		1/6	公開		保健医療課
686	1/4	申出	医療機関:○○○医院、所在地と思われる住所:宮崎市谷川1丁目□□□ の以下について確認できる資料・カルテ(診療録)引継ぎの有無		1/6	非公開	文書不存在	保健医療課
687	1/6	申出	令和3年12月1日から令和3年12月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く)申請者氏名・種目・初回許可年月日・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		1/20	公開		保健衛生課
688	1/6	申出	令和3年12月1日から令和3年12月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		1/20	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
689	1/6	申出	宮崎市内で令和3年12月1日から令和3年12月31日に新規で開設した歯科診療所・施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		1/13	公開		保健医療課
690	1/6	申出	宮崎市内で令和3年12月1日から令和3年12月31日に新規で開設した診療所・歯科技工所の一覧。【項目】施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		1/13	非公開	文書不存在	保健医療課
691	1/6	請求	宮崎市において令和3年12月1日から令和3年12月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		1/20	公開		保健衛生課
692	1/6	請求	・合流地区管渠改築工事(3-14工区) ・合流地区管渠改築工事(3-15工区) ・合流地区管渠改築工事(3-19工区)の単価記載済み実施設計書		1/13	公開		下水道整備課
693	1/7	請求	・合流地区管渠改築工事(3-8工区) ・合流地区管渠改築工事(3-6工区) ・合流地区管渠改築工事(3-13工区) ・合流地区管渠改築工事(3-16工区) ・合流地区管渠改築工事(3-14工区) ・合流地区管渠改築工事(3-20工区) ・合流地区管渠改築工事(3-15工区)の金額入り設計書(当初設計書)		1/12	公開		下水道整備課
694	1/7	申出	宮崎市内において、令和3年12月1日から令和3年12月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		1/21	公開		保健衛生課
695	1/7	請求	跡江処理場水処理機械設備外撤去工事の金額入り設計書		1/20	公開		下水道施設課
696	1/11	請求	宮崎市営住宅飛江田団地172棟電気幹線改修工事の金額入り設計書		1/12	公開		建築住宅課
697	1/11	請求	仮屋原地区マンホールポンプ場電気機械設備工事の金額入り設計書		1/14	公開		下水道施設課
698	1/11	申出	宮崎市内において令和3年12月31日時点の営業許可・届出のある施設の以下の項目一覧(廃止施設も含む)。 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人のみ)・許可番号・初回許可年月日・許可年月日・開始年月日・終了年月日・廃止年月日・業種及び種目(ただし、臨時、移動営業、自動販売機、携帯電話番号は除く。又、廃止施設については、データが残存しているものに限る。)		1/25	公開		保健衛生課
699	1/11	申出	令和3年12月1日から令和3年12月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		1/25	公開		保健衛生課
700	1/11	申出	宮崎市内において令和3年12月1日から令和3年12月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		1/25	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
701	1/11	申出	令和3年12月1日から令和3年12月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。(理容所は該当なし) 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		1/20	公開		保健衛生課
702	1/11	申出	令和3年11月1日から令和3年12月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		1/25	公開		保健衛生課
703	1/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和3年12月28日～令和4年1月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和3年12月28日～令和4年1月10日までの受付分		1/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
704	1/13	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		1/14	公開		建築行政課
705	1/13	請求	宮崎市和知川原1丁目□□□ ○○○ 自動火災報設備図面一式 設置届出書一式 使用開始届出書一式 消防用設備点検方書一式		1/24	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
706	1/13	請求	宮崎市江平東1丁目□□□ ○○○ 直近の消防用設備等点検結果報告書一式 図面一式		1/24	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
707	1/13	請求	令和3年度錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託 の金額入り設計書(当初と変更)		1/20	公開		道路維持課
708	1/13	請求	令和3年度橘公園管理業務委託 の金額入り設計書(当初と変更)		1/20	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
709	1/14	申出	令和3年10月16日から令和4年1月14日までに新規の飲食店営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・初回許可年月日(ただし、携帯電話番号、臨時営業、仮設、自動販売機を除く。)		1/28	公開		保健衛生課
710	1/14	請求	宮崎市において令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出のあったもの又は営業許可を取得したものうち、次の事項 ①営業の区分 ②営業所の屋号 ③営業所の住所 ④営業者の氏名 ⑤営業所の電話番号 ※興行場は該当無し		1/27	公開		保健衛生課
711	1/14	請求	宮崎市において令和3年10月1日から令和3年12月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業・食肉販売業・食肉処理業について新規で営業許可を取得したものうち、次の事項 ①業種・種目 ②屋号 ③営業所所在地 ④申請者氏名(法人の場合は代表者名含む) ⑤営業所電話番号 ただし、携帯電話番号、自動販売機、短期、臨時、仮設移動を除く。		1/27	公開		保健衛生課
712	1/17	請求	宮崎市中央通□□□ ○○○及び立体駐車場の消防用設備等設置届出書一式 ・屋内消火栓設備・不活性ガス消火設備・自動火災報知設備・誘導灯		1/21	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
713	1/18	請求	消防年報に掲載されている救急統計(資料編)の以下項目に係る、令和3年度版(確定値)及び令和4年度版(速報値)の月別状況 1.月別出勤・搬送人員状況 2.傷病程度別搬送人員 3.年齢別搬送人員 4.診療科目別搬送人員 5.応急処置状況(救急隊員が搬送車に行った応急処置) 6.応急処置状況(救急隊員が負傷者(不搬送)に現場で行った応急処置)		1/28	公開		警防課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期 日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
714	1/18	請求	宮崎市営住宅丸山北団地282棟下水道接続工事に関わる金額入り設計書		1/19	公開		建築住宅課
715	1/19	請求	〇〇〇氏が起こした事件の内容 ①△年△月△日〇〇〇公園内で起きた◇◇◇と〇〇〇との間で起きたトラブルに関する事象の概要及び〇〇〇に関する指導内容がわかる書面 ②△年△月頃の〇〇〇公園内で起きた〇〇〇の所有の犬に関するトラブルについて事件の概要がわかる書面			取下		保健衛生課
716	1/20	請求	・宮崎市立瓜生野小学校給食室屋上防水改修工事の金入り設計書(図面は除く)		1/25	公開		保健給食課
717	1/20	請求	・宮崎市立広瀬小学校南校舎屋根防水改修工事 ・宮崎市立青島中学校屋上防水改修工事 ・宮崎市立住吉南小学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事 ・宮崎市立大宮中学校南校舎屋上防水改修工事 ・宮崎市立久峰中学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事の金入り設計書(図面は除く)		1/25	公開		学校施設課
718	1/20	請求	宮崎市営住宅国富が丘団地95棟外3棟南面外壁改修工事の金入り設計書		1/20	公開		建築住宅課
719	1/20	申出	建築計画概要書『令和3年10月1日～令和4年1月31日』に確認されたもの		1/27	公開		建築行政課
720	1/21	請求	建設リサイクル法に係る届出帳 令和4年1月11日～令和4年1月20日までの受付分 建築物除去届受付帳 令和4年1月11日～令和4年1月20日までの受付分		1/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
721	1/24	申出	松小路土地区画整理事業の従前図、換地図、新旧地番対照表 飯田土地区画整理事業の従前図、換地図、新旧地番対照表		1/28	公開		区画整理課
722	1/24	請求	株式会社〇〇〇店 屋内消火栓設備 工事整備対象設備等着工届出書 一式 消防用設備等設置届出書 図面、試験結果報告書		1/27	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
723	1/26	請求	・令和3年度 宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託契約書 ・令和3年度 宮崎市特定健診受診勧奨事業業務委託仕様書		1/27	公開		国保年金課
724	1/26	請求	宮崎市新名爪〇〇〇株式会社〇〇〇の自動火災報知設備設置届書		1/28	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
725	1/26	請求	宮崎市内において令和2年1月1日から令和4年1月26日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所電話番号 ④申請者氏名 ⑤代表者氏名(法人のみ) ⑥申請者所在地(法人のみ) ⑦申請者電話番号(法人のみ) ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動を除く。		2/4	公開		保健衛生課
726	1/27	請求	以下の産業廃棄物処分業者の「産業廃棄物処分業許可証」(有効期限内のもの) ・有限会社〇〇〇 (直近に交付した許可証の写しで白黒印刷の複写物)		2/1	公開		環境指導課
727	1/28	請求	令和元年度地域密着型サービス事業所 開設事業者の募集 ・選定事業者の提案書類 ・株式会社〇〇〇の採点表		2/10	部分公開	第7条第2号、第3号、第6号	介護保険課
728	1/28	請求	納付書番号〇〇〇に係る工事費内訳及び図面		2/2	部分公開	第7条第2号	営業所工務課・清武
729	1/31	請求	1. 学校における感染予防対策について、マスクの着用がコロナ感染症防止に効果があるという科学的根拠、論文、資料。 2. 文部科学省 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル「学校の新しい生活様式」を学校において行われる科学的根拠・正当化する論文、資料。		2/7	非公開	文書不存在	保健給食課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
730	2/1	請求	宮崎市内において令和4年1月1日から令和4年1月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		2/15	公開		保健衛生課
731	2/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年1月21日～令和4年1月31日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年1月21日～令和4年1月31日までの受付分		2/7	部分公開	第7条第2号	建築行政課
732	2/3	申出	件名:鳥獣害防止に関する電気柵整備事業 ※国費&県費における入札もしくは見積合わせ案件 ※単独事業による一部助成金は対象外 内容:仕様書(数量内訳含む)および入札調書 対象期間:令和2、3年度		2/14	公開		森林水産課
733	2/3	申出	宮崎市内において、令和4年1月1日から令和4年1月31日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日。終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		2/16	公開		保健衛生課
734	2/3	申出	令和4年1月1日から令和4年1月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯番号を除く) 申請者氏名・種目・初回許可年月日・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		2/16	公開		保健衛生課
735	2/3	申出	令和4年1月1日から令和4年1月31日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		2/16	公開		保健衛生課
736	2/3	申出	宮崎市管内で令和4年1月1日から令和4年1月31日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		2/18	部分公開	第7条第2号	保健医療課
737	2/3	申出	宮崎市管内で令和4年1月1日から令和4年1月31日に新規で開設した診療所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		2/18	公開		保健医療課
738	2/3	申出	宮崎市管内で令和4年1月1日から令和4年1月31日に新規で開設した歯科診療所・歯科技工所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		2/18	非公開	文書不存在	保健医療課
739	2/4	申出	令和4年1月1日から令和4年1月31日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		2/16	公開		保健衛生課
740	2/4	請求	合流地区区渠改築工事(3-22工区)の金入り設計書		2/10	公開		下水道整備課
741	2/4	申出	宮崎市内において令和4年1月1日から令和4年1月31日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		2/16	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
742	2/4	申出	令和4年1月1日から令和4年1月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者住所(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		2/16	公開		保健衛生課
743	2/4	請求	令和4年1月19日に久峰公園野球場で実施された宮崎市消防局の現場検証の調書及び資料一式		2/17	非公開	文書不存在	北消防署
744	2/7	請求	宮崎県東諸県郡国富町□□□ ○○○店 自動火災報知設備設置届書		2/14	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
745	2/7	申出	昭和54年3月5日 指定番号第91号に係る道路位置指定申請書に添付された次の書類 ・地籍測量図 ・土地利用図 ・求積図 ・道路断面図		2/15	部分公開	第7条第2号、第3号	建築行政課
746	2/7	申出	令和3年度(令和2年度保管状況分)PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書に係る事業場別集計表		2/9	公開		環境指導課
747	2/7	請求	令和4年度4月入所選考(一次)における○○○保育園及び○○○保育園の申請、決定状況		2/14	部分公開	第7条第2号、第6号	保育幼稚園課
748	2/7	請求	中学生1年生男子が、いじめで自殺したと因果関係を認めた最終報告書		2/21	部分公開	第7条第2号、第6号	学校教育課
749	2/7	申出	医療法人○○○クリニックの以下について確認できる資料 ・医療機関の正式名称 ・所在地 ・廃止年月日		2/15	公開		保健医療課
750	2/9	申出	宮崎市内において令和4年1月31日時点で営業許可を取得している施設の以下の項目 屋号、営業所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人のみ)、申請者住所(法人のみ)、申請者電話番号(法人のみ)業種、許可年月日、初回許可年月日、終了年月日、許可番号。(廃業、移動、短期、臨時、自動販売機及び携帯番号を除く。)		2/22	公開		保健衛生課
751	2/9	申出	令和3年12月1日から令和4年1月31日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		2/22	公開		保健衛生課
752	2/10	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年2月1日～令和4年2月9日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年2月1日～令和4年2月9日までの受付分		2/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
753	2/15	申出	宮崎市教育委員会が制定する宮崎市立小中学校が保護者から個人情報を収集する際のガイドライン。別紙のような令和4年度向けのガイドライン。		2/21	非公開	文書不存在	学校教育課
754	2/16	請求	高浜小山田道路改良工事における高岡町高浜□□□及び□□□、高岡町高浜□□□の土地及び土地上の物についての用地補償に関する以下の文書 土地買収内訳、土地売買契約書、丈量図、補償契約書、解除合意書、補償調査報告書、対応記録、園芸施設情報	3/31	3/30	部分公開	第7条第2号	高岡・農林建設課
755	2/16	請求	高浜小山田道路改良工事における高岡町高浜□□□及び□□□、高岡町高浜□□□の土地及び土地上の物についての用地補償に関する文書のうち、情報公開請求で公開されない文書	3/31	3/30	非公開	文書不存在	高岡・農林建設課
756	2/16	申出	宮崎市地域公共交通維持支援事業補助金申請の際取得している貸切バス対象車両一覧表の写し。		2/25	部分公開	第7条第3号	拠点都市創造課
757	2/16	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		2/21	公開		建築行政課
758	2/16	申出	建築計画概要書 第161号 令和4年1月31日付		2/21	公開		建築行政課
759	2/16	請求	第二期宮崎市子ども・子育て支援プランの見直しに伴う市民意識調査業務委託の入札結果一覧表		2/21	部分公開	第7条第6号	子育て支援課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
760	2/16	請求	RO.O.Oに説明を受けた宮崎市池内町□□□において、付議基準その他で協議を進めていた建築行為に係る事前協議書とその添付書類 ② ①に係る許可申請書とその添付書類 ③ ①、②に関する経緯を記録した書類		3/2	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課
761	2/16	請求	RO.O.Oに受理した宮崎市池内町□□□における開発許可申請書とその添付書類 ② ①の申請に係る事前協議申出書とその添付書類 ③ ①、②に関する経緯を記録した書類		3/2	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課
762	2/17	請求	選挙期間中に(令和4年1月20日)の宮崎市長選挙期間中における市役所駐車場敷地等の交通警備委託契約について選管が契約した仕様書及び契約書		2/24	部分公開	第7条第3号	選挙管理委員会事務局
763	2/17	申出	宮崎市保健所管轄内で令和3年11月1日から令和4年1月31日に新規で開設した医科診療所の一覧 【項目】 施設名称、施設所在地、開設者名、電話番号、開設年月日、診療科目		2/21	公開		保健医療課
764	2/17	請求	小戸保育所新築工事のうち電気設備工事の金入り設計書		2/25	公開		保育幼稚園課
765	2/17	請求	宮崎市立図書館直流電源装置更新工事の金入り設計書		2/24	公開		生涯学習課
766	2/17	請求	宮崎市中央卸売市場青果棟せり場外照明器具取替工事、宮崎市中央卸売市場青果倉庫棟電気幹線改修工事の金入り設計書		2/25	公開		市場課
767	2/17	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場大規模改造工事のうち電気設備工事 宮崎市立宮崎中学校高圧受変電設備更新工事 宮崎市立宮崎北中学校高圧受変電設備更新工事の金入り設計書		2/24	公開		学校施設課
768	2/17	請求	宮崎市保健所・中央保健センター直流電源装置更新工事の金入り設計書		2/22	公開		保健医療課
769	2/17	請求	宮崎市高岡総合支所受変電設備更新工事の金入り設計書		2/21	公開		管財課
770	2/17	請求	宮崎市営住宅飛江田団地172棟電気幹線改修工事の金入り設計書		2/28	公開		建築住宅課
771	2/17	請求	宮崎市月見ヶ丘5丁目 住居表示台帳 ※光テラス月見ヶ丘に係る街区(42～53街区)及び街区見出図		2/28	公開		区画整理課
772	2/18	請求	宮崎市佐土原学校給食センター浄化槽回転円板取替工事の単価入り設計書		2/24	公開		保健給食課
773	2/21	請求	宮崎市大字瓜生野□□□ 宮崎市大字瓜生野□□□の既存権の確認に係る窓口相談資料		3/4	部分公開	第7条第2号	開発審査課
774	2/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年2月10日～令和4年2月20日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年2月10日～令和4年2月20日までの受付分		2/25	部分公開	第7条第2号	建築行政課
775	2/21	請求	歯科技工所管理台帳(技工所名、開設者名、開設場所、電話番号、開設年月日、管理者名)		3/1	部分公開	第7条第2号	保健医療課
776	2/22	請求	令和3年度宮崎市配水管修繕等業務委託の当初設計書		3/4	公開		配水管理課
777	2/22	申出	〇〇〇さんに係る第一種動物取扱業者登録簿		3/1	公開		保健衛生課
778	2/24	請求	宮崎市において令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に宮崎市で新規確認を受けた理容所・美容所の一覧表(業種、施設名称、施設所在地、施設電話番号、開設者名、開設者所在地、開設者電話番号)		3/9	公開		保健衛生課
779	3/1	請求	大塚台1号線配水管布設替工事(その2)の変更契約後の金入り設計書		3/8	公開		水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
780	3/1	請求	宮崎市内において令和4年2月1日から令和4年2月28日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止したもののうち、次の事項 ①屋号 ②営業所在地 ③営業所電話番号 ④種目 ⑤初回許可年月日 ⑥廃止年月日 ただし、携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く。		3/15	公開		保健衛生課
781	3/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年2月21日～令和4年2月28日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年2月21日～令和4年2月28日までの受付分		3/9	部分公開	第7条第2号	建築行政課
782	3/2	請求	・宮崎市北地域センター屋上防水改修工事 ・宮崎市佐土原総合支所南庁舎屋上防水改修工事の金入り設計書		3/4	公開		管財課
783	3/2	請求	・生目南公民館屋根防水改修工事 ・東大宮地区コミュニティセンター管理棟屋上防水改修工事金入り設計書		3/9	公開		地域コミュニティ課
784	3/2	請求	内山地区共同活動推進会議の総会資料及び議事録(平成30年度、平成31年度、令和2年度)		3/15	部分公開	第7条第2号	高岡・農林建設課
785	3/3	請求	宮崎市柳丸町□□□□ ○○○ 自動火災報知設備設置届出書(試験結果報告書、平面図及び系統図)		3/10	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
786	3/3	申出	令和4年2月1日から令和4年2月28日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号 ・営業所所在地 ・営業所電話番号(携帯電話を除く) 申請者氏名 ・種目 ・初回許可年月日 ・満了年月日についての一覧表(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		3/15	公開		保健衛生課
787	3/3	申出	令和4年2月1日から令和4年2月28日までに、宮崎市内で新規確認を受けた理容所・美容所・クリーニング所の一覧表。(施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名)(※理容所、クリーニング所は該当なし)		3/15	公開		保健衛生課
788	3/3	申出	宮崎市管内で令和4年2月1日から令和4年2月28日に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・開設年月日・開設者名・業務種類		3/11	部分公開	第7条第2号	保健医療課
789	3/3	申出	宮崎市管内で令和4年2月1日から令和4年2月28日に新規で開設した診療所・歯科診療所の一覧。 【項目】 施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類		3/11	非公開	文書不存在	保健医療課
790	3/4	申出	宮崎市立小中学校が保護者に配布した(新1年生の親も含む)個人情報に係わる同意文書。令和2年度と3年度の分。		3/29	公開		学校教育課
791	3/4	請求	環境整備課委託料契約書の詳細(大塚台、国富が丘)R1-3		3/17	非公開	文書不存在	建築住宅課
792	3/4	請求	大塚台市営□□□□号 長年他市に住みその情報を住宅管理センター報連相あった件詳細 管理会社→住宅管理センター市情報		3/17	非公開	第9条	建築住宅課
793	3/4	請求	面接・電話相談票		3/16	非公開	第9条	地域保健課
794	3/4	申出	「市広報みやざき及びホームページ広告掲載」の入札・改札調書		3/15	部分公開	第7条第6号	秘書課
795	3/4	申出	宮崎市内において、令和4年2月1日から令和4年2月28日の間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、終了年月日。(移動・短期、自動販売機等を除く)		3/15	公開		保健衛生課
796	3/7	申出	○○○医院(〒880-0951 宮崎市大塚町△△△)の以下について確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		3/11	部分公開	第7条第2号	保健医療課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
797	3/7	申出	宮崎市内において令和4年2月1日から令和4年2月28日の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を除く)の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話番号を除く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始年月日、終了年月日。法人については申請者住所、申請者電話番号(携帯電話番号を除く)、代表者氏名。		3/18	公開		保健衛生課
798	3/7	申出	令和4年2月1日から令和4年2月28日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者所在地(法人のみ) 7.開設者電話番号(法人のみ) 8.確認年月日 9.確認番号		3/15	公開		保健衛生課
799	3/7	申出	令和4年2月1日から令和4年2月28日までに新規・更新の食品営業許可を取得した施設における、以下の項目の一覧・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名・代表者氏名(法人)・申請者住所(法人)・申請者電話番号(法人)・業種および種目・許可年月日・初回許可年月日・終了年月日・許可番号(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		3/15	公開		保健衛生課
800	3/7	請求	令和4年3月3日入札執行の宮崎公立大学植栽管理委託の入札結果(①落札業者、②税抜落札金額、③指名業者、④履行機関)		3/18	部分公開	第7条第6号	企画総務課
801	3/7	請求	合流地区管渠改築工事(3-12工区)の金額入り設計書(第1回変更)		3/9	公開		下水道整備課
802	3/7	請求	合流地区管渠改築工事(3-14工区)の金額入り設計書		3/10	公開		下水道整備課
803	3/8	請求	令和4年度高岡北部地区道路舗装維持補修工事(単価契約)、宮崎市高岡町北部一円の金入り工事設計書		3/11	公開		高岡・農林建設課
804	3/8	請求	令和4年度 大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/14	公開		道路維持課
805	3/9	申出	令和4年2月1日から令和4年2月28日までの間に新規確認を受けた理容所・美容所(廃業しているものは除く)の以下の事項の一覧表。 1.施設名称 2.施設所在地 3.施設電話番号 4.開設者名 5.代表者氏名(法人のみ) 6.開設者電話番号(法人のみ) 7.確認年月日 8.許可番号		3/23	公開		保健衛生課
806	3/9	申出	令和4年3月8日時点での旅館業営業許可取得施設の一覧、①施設住所 ②施設名 ③申請者 ④部屋数 ⑤許可年月日 ⑥種別 ⑦定員数 ⑧施設電話番号 ⑨法人代表者名 ⑩代表者の役職 ⑪法人住所 ⑫法人電話番号 ⑬法人住所郵便番号 ⑭法人FAX番号		3/23	公開		保健衛生課
807	3/10	請求	・南宮崎駅東通線外27線街路樹維持管理業務委託 ・生目台通線外37線街路樹維持管理業務委託 ・大塚台1号外37線街路樹維持管理業務委託 ・錦町通線外44線街路樹維持管理業務委託 の金入り設計書		3/11	公開		道路維持課
808	3/10	請求	生目の杜医療防災拠点芝生広場草刈等維持管理業務委託の金額入り設計書		3/16	部分公開	第7条第6号	危機管理課
809	3/10	請求	宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託の金入り設計書		3/16	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
810	3/10	請求	・令和4年度橘通1・2丁目草花植栽管理業務委託 ・令和4年度フローランテ北線草花植栽管理業務委託 ・令和4年度橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託の金入り設計書		3/17	部分公開	第7条第6号	景観課
811	3/10	請求	大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)外8件の金額入り設計書		3/18	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
812	3/10	請求	南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)の金額入り設計書		3/18	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
813	3/10	請求	市道農業試験場線外12線樹木管理業務委託金入り当初設計書		3/14	公開		佐土原・農林建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
814	3/10	申出	宮崎市内における診療所、歯科及び助産所のうち、令和4年2月1日現在の開設している施設に係る ①施設名称 ②施設所在地 ③診療科目(助産所を除く) ④病床数(助産所は入所可能人数) ⑤開設年月日		3/16	公開		保健医療課
815	3/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年3月1日～令和4年3月10日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年3月1日～令和4年3月10日までの受付分		3/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
816	3/11	請求	知福川水管橋撤去工事(第1回変更)の金入工事設計書		3/14	公開		配水管理課
817	3/15	申出	宮崎市において令和3年9月1日から令和4年2月28日の間に新期で食品営業許可を取得した施設及び新規で届出をした施設の以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名)・申請者電話番号(法人)・申請者住所(法人)・初回許可年月日・終了年月日・業種・種目(ただし、携帯電話番号、臨時、仮設を除く)		3/29	公開		保健衛生課
818	3/15	申出	宮崎市内において令和4年2月28日時点で、食品営業許可を取得した施設の以下の項目 ・屋号・営業所所在地・営業所電話番号・申請者氏名(法人のときは、代表者役職及び代表者氏名)・申請者電話番号(法人)・申請者住所(法人)・初回許可年月日・許可年月日・許可番号(許可のみ)・業種(種目)(ただし、携帯電話、短期、臨時、仮設、自動車、自動販売機、列車、船舶を除く)		3/29	公開		保健衛生課
819	3/15	請求	宮崎市阿波岐原町□□□ ホテル○○○ 自動火災報知設備 設置届出の平図面		3/17	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
820	3/15	請求	宮崎市立宮崎東中学校給水管敷設替工事 宮崎市立大久保小学校図書室空調機更新工事 宮崎市立本郷中学校正門付近埋設給水管改修工事(緊急工事) 宮崎市立小戸小学校プール給水管改修工事の金額入り設計書 に関わる金額入り設計書		3/22	公開		学校施設課
821	3/15	請求	宮崎市内南消防署男子小便器及び手洗い水栓自動化改修工事 宮崎市北消防署東分署・防災センター男子小便器及び手洗い水栓自動化改修工事 宮崎市消防局庁舎3階消防対策本部室空調機新設工事(緊急工事) に関わる金額入り設計書		3/18	公開		総務課
822	3/15	請求	介護認定審査室トイレ改修工事金額入り設計書		3/17	公開		介護保険課
823	3/15	請求	宮崎小学校加納小学校児童クラブ空調機設置工事(金額入り設計書) 宮崎市立那珂小学校児童クラブ空調機設置工事(金額入り設計書)		3/18	公開		生涯学習課
824	3/15	請求	宮崎市営住宅丸山北団地282棟下水道接続工事金入り設計書		3/16	公開		建築住宅課
825	3/15	請求	生目地域複合型施設外構工事のうち電気設備工事(一期工事) 金額入り設計書		3/18	公開		地域コミュニティ課
826	3/15	請求	恒久源藤ポンプ場外修繕工事(但し電気設備工)		3/17	公開		道路維持課
827	3/15	請求	大淀処理場1系水処理受変電設備改築工事 大谷雨水ポンプ場監視制御設備外改築工事 宮崎処理場分流ポンプ棟電気室外換気設備改築工事 樋中継ポンプ場外ファン改築工事 跡江処理場水処理機械設備外撤去工事 の金額入工事設計書		3/25	公開		下水道施設課
828	3/15	請求	富吉浄水場内送水減圧弁更新工事の金額入工事設計書		3/17	公開		浄水課
829	3/15	請求	幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(その2)の金額入り設計書(変更)		3/25	公開		水道整備課
830	3/15	申出	①宮崎市写真集S50年 C-4-10 ②航空写真宮崎市S45年 C-6-13		3/17	公開		都市計画課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
831	3/16	申出	建築計画概要書 令和3年4月1日から直近のものまで		3/17	公開		建築行政課
832	3/16	請求	△. △. △に〇〇〇に保健所立入をした時の苦情簿		3/30	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
833	3/16	請求	宮崎市中央通〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 〇〇〇及び〇〇〇の消防設備等設置届出書一式		3/25	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
834	3/17	請求	令和3年度小戸地域子育てセンター運営業務委託候補者選定委員会における審査項目ごとの評点結果が分かる資料(応募団体全て)		3/28	公開		子育て支援課
835	3/17	請求	宮崎市中央通〇〇〇 〇〇〇において食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している、または過去取得していた屋号「〇〇〇」のうち 次の事項 ①申請者氏名 ②代表者氏名、申請者住所及び電話番号(法人の場合) ③初回許可年月日 ④終了年月日 ⑤廃止年月日		3/29	公開		保健衛生課
836	3/17	申出	宮崎市高岡町大字浦之名〇〇〇、〇〇〇〇に係る伐採及び伐採後の造林の届出書一式		4/7	部分公開	第7条第2号、第3号	高岡・農林建設課
837	3/17	申出	宮崎市高岡町大字浦之名〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に係る伐採及び伐採後の造林の届出書と協議書の有無		4/7	非公開	文書不存在	高岡・農林建設課
838	3/22	請求	幹線管路耐震化事業生目台工区配水管布設替工事(但し県道推進工事)の変更語の金入り設計書		3/24	公開		水道整備課
839	3/22	申出	飲食店: 宮崎市上野町〇〇〇 〇〇〇の申請者住所・名 営業許可年月日		4/5	公開		保健衛生課
840	3/22	申出	令和3年9月1日から令和3年12月31日までに申請のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の住居新築届及び住居表示台帳		3/25	部分公開	第7条第2号	区画整理課
841	3/22	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和4年3月11日～令和4年3月21日までの受付分 建築物除去届受付台帳 令和4年3月11日～令和4年3月21日までの受付分		3/28	部分公開	第7条第2号	建築行政課
842	3/22	請求	宮崎市高松町〇〇〇 〇〇〇の自動火災報知器設備等の図面		3/25	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
843	3/25	請求	令和4年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託の金入り設計書		3/28	公開		道路維持課
844	3/25	申出	令和3年度(令和2年度保管状況分)ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(事業場毎に保管または使用されているPCB廃棄物等の種類、台数、個別の重量、PCB濃度が記載されているものは、その記載を含む)		4/5	公開		環境指導課
845	3/25	申出	宮崎市新型コロナウイルスワクチンコールセンター運営等業務委託公募型プロポーザルにて契約締結業者が提出した企画提案書		4/5	部分公開	第7条第3号	新型コロナウイルスワクチン対策局
846	3/25	申出	〇〇〇 自動火災報知設備平面図・系統図・凡例		3/31	部分公開	第7条第2号、第3号	北消防署
847	3/28	請求	宮崎市大字瓜生野〇〇〇の既存宅地性の確認に係る窓口相談確認資料		4/11	部分公開	第7条第2号	開発審査課
848	3/28	請求	下水道管路施設耐震化工事(3-1工区)(第1回変更)(金入り設計書)		3/31	公開		下水道整備課
849	3/29	請求	宮崎市芳土〇〇〇 〇〇〇 消防防災設備図(火報・t c)		3/31	公開		北消防署
850	3/30	請求	全国有志の会からの小児ワクチン接種中止を求める要望書等の資料一式について		4/12	部分公開	第7条第2号	新型コロナウイルスワクチン対策局
851	3/31	請求	介護認定審査室屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		4/7	公開		介護保険課
852	3/31	請求	高岡温泉やすらぎの郷屋上防水改修工事の工事内訳書(金額入り)一式		4/8	公開		高岡・地域市民福祉課
853	3/31	請求	宮崎市中央卸売市場管理事務所棟屋上防水改修工事(その1)の工事内訳書(金額入り)一式		4/4	公開		市場課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
854	3/31	請求	宮崎市立図書館屋上防水改修工事の工事内訳書（金額入り）一式		4/5	公開		生涯学習課
855	3/31	請求	宮崎市営住宅中央団地48-1棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅小戸団地145棟屋上防水改修工事 の工事内訳書（金額入り）一式		4/1	公開		建築住宅課
856	3/31	請求	男女共同参画センター屋上防水改修工事の工事内訳書（金額入り）一式		4/6	公開		文化市民活動課
857	3/31	請求	平松地区学習等供用施設屋上防水改修工事 上町地区学習等供用施設屋上防水改修工事 の工事内訳書（金額入り）一式		4/5	公開		地域コミュニティ課
858	3/31	請求	宮崎市B&G海洋センター体育館屋根防水改修工事の工事内訳書（金額入り）一式		4/8	公開		スポーツランド推進課
859	3/31	請求	宮崎市保健所・中央保健センター2階金属屋根防水改修工事の工事内訳書（金額入り）一式		4/5	公開		保健医療課
860	3/31	請求	宮崎市立加納小学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立大淀中学校屋内運動場陸屋根部防水改修工事 宮崎市立宮崎東小学校北校舎西棟屋上防水改修工事 宮崎市立住吉小学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎市立宮崎中学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立加納小学校北校舎西棟屋根防水改修工事 宮崎市立大宮中学校北校舎屋根防水改修工事 宮崎市立生目台東小学校屋内運動場屋根防水改修工事 宮崎市立宮崎港小学校屋内運動場屋上防水改修工事 宮崎市立住吉中学校屋内運動場屋根防水改修工事 の工事内訳書（金額入り）一式		4/4	公開		学校施設課
861	3/31	請求	宮崎市立住吉南小学校給食室屋上防水改修工事の工事内訳書（金額入り）一式		4/6	公開		保健給食課

2 個人情報開示請求の内容と処理状況(令和3年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
1	R3.4.2	開示	一時預かり申込書		R3.4.15	開示		子育て支援課
2	R3.4.2	開示	一時預かり申込書		R3.4.15	開示		子育て支援課
3	R3.4.2	開示	一時預かり申込書		R3.4.15	開示		子育て支援課
4	R3.4.5	開示	防犯カメラの映像と音声の記録			取下げ		生涯学習課
5	R3.4.7	開示	防犯カメラの映像と音声の記録		R3.4.16	不開示	文書不存在	生涯学習課
6	R3.4.9	開示	予防接種の予診票		R3.4.23	不開示	文書不存在	親子保健課
7	R3.4.9	開示	救急活動報告書		R3.4.23	部分開示	第15条第6号	親子保健課
8	R3.4.30	開示	介護認定審査会資料		R3.5.10	開示		介護保険課
9	R3.4.30	開示	保育実施基準点に係る資料		R3.5.14	開示		保育幼稚園課
10	R3.5.7	開示	電話相談の概要及び回答書		R3.5.18	部分開示	第15条第2号	地域保健課
11	R3.5.11	開示	検便結果に係る資料		R3.5.24	部分開示	第15条第6号	保健衛生課
12	R3.5.14	開示	要介護認定審査資料		R3.5.20	開示		介護保険課
13	R3.5.17	開示	自宅訪問記録及び写真		R3.5.25	部分開示	第15条第6号	環境指導課
14	R3.5.21	開示	要介護認定審査資料		R3.5.25	開示		介護保険課
15	R3.6.1	開示	要介護認定審査資料		R3.6.7	開示		介護保険課
16	R3.6.1	開示	不審者情報等を警察等に注意喚起した資料		R3.6.11	不開示	文書不存在	学校教育課
17	R3.6.9	開示	救急活動報告書		R3.6.21	部分開示	第15条第6号	北消防署
18	R3.6.9	開示	救急活動報告書		R3.6.21	部分開示	第15条第6号	北消防署
19	R3.6.18	開示	ケース記録及び法第78条に係る資料		R3.7.2	開示		社会福祉第二課
20	R3.6.29	開示	要介護認定審査資料		R3.7.7	開示		介護保険課
21	R3.6.30	開示	子の学齢簿	R3.7.9	R3.8.23	部分開示	第15条第7号	学校教育課
22	R3.7.16	開示	請求者に対する聴き取りの内容がわかる資料		R3.7.26	部分開示	第15条第6号	子育て支援課
23	R3.7.26	開示	救急活動報告書		R3.7.30	部分開示	第15条第6号	北消防署
24	R3.7.26	開示	医療要否意見書		R3.7.28	開示		社会福祉第一課
25	R3.7.29	開示	児童クラブの入会審査に係る資料		R3.8.5	部分開示	第15条第6号	生涯学習課
26	R3.8.2	開示	戸籍及び戸籍の附票の写しの交付申請書		R3.8.16	開示		市民課
27	R3.8.5	開示	所管課への相談内容記録		R3.8.12	部分開示	第15条第6号	子育て支援課
28	R3.8.11	開示	内申書、調査書、請求人に関して所管課等とやり取りをした一切の記録等		R3.8.25	部分開示	第15条第2号、第3号、第6号	学校教育課
29	R3.8.11	開示	請求人に係る生徒、保護者の証言等に係る資料		R3.8.25	不開示	文書不存在	学校教育課
30	R3.8.11	開示	再調査に係る回議の議事録		R3.8.25	開示		子育て支援課
31	R3.8.25	開示	レセプト	R3.9.7	R3.10.1	開示		国保年金課
32	R3.9.10	開示	救急活動報告書		R3.9.22	部分開示	第15条第6号	北消防署
33	R3.9.13	開示	個人情報不開示決定に係る資料		R3.9.21	開示		学校教育課
34	R3.9.14	開示	ワクチン接種記録	R3.9.24	R3.11.2	部分開示	第15条第6号	新型コロナウイルスワクチン対策
35	R3.10.4	開示	要介護認定審査資料		R3.10.11	開示		介護保険課
36	R3.10.5	開示	固定資産名寄課税台帳		R3.10.11	開示		資産税課
37	R3.10.7	開示	施設の入所に係る費用がわかる資料		R3.10.8	開示		介護保険課
38	R3.10.8	開示	採用試験の点数及び結果がわかる資料			取下げ		消防局総務課
39	R3.10.15	開示	土地・家屋名寄帳		R3.10.21	開示		資産税課
40	R3.10.22	開示	救急活動報告書		R3.11.1	部分開示	第15条第6号	北消防署
41	R3.11.8	開示	住民票の写しの交付請求書		H30.9.6	部分開示	第15条第6号	市民課
42	R3.11.25	開示	事故報告書		R3.12.8	部分開示	第15条第6号	介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長決定期日	決定日	決定内容	非公開根拠規定	所管課
43	R3.12.9	開示	不動産手続に係る書類		R4.12.20	開示		社会福祉第一課
44	R3.12.28	開示	証明書の交付申請に係る一切の資料		R4.1.6	開示		市民課
45	R4.1.7	開示	ケース記録		R4.1.18	開示		社会福祉第二課
46	R4.1.11	開示	診療報酬明細書		R4.1.13	開示		社会福祉第一課
47	R4.1.19	開示	事故の概要及び相手方に対する指導内容がわかる資料		R4.2.2	開示		保健衛生課
48	R4.1.24	開示	火災調査報告書		R4.2.2	部分開示	第15条第4号、第6号	南消防署
49	R4.1.27	開示	住民基本台帳事務における支援措置申出書		R4.1.31	開示		市民課
50	R4.2.7	開示	保育園入所選考に係る調整指数がわかる資料		R4.2.14	開示		保育幼稚園課
51	R4.2.14	開示	生活保護法63条返戻決定の取り消した経緯がわかる資料		R4.2.25	開示		社会福祉第二課
52	R4.2.14	開示	土地の契約書		R4.2.16	開示		佐土原・地域市民福祉課
53	R4.2.24	開示	印鑑証明書の交付請求書		R4.3.9	開示		市民課
54	R4.3.7	開示	診療報酬明細書(レセプト)		R4.3.14	開示		国保年金課
55	R4.3.8	開示	住民票の写しの交付請求書		R4.3.22	部分開示	第15条第6号	市民課
56	R4.3.15	開示	戸籍の附票の交付請求書		R4.3.25	開示		市民課
57	R4.3.24	開示	住民票の写しの交付請求書		R4.3.31	部分開示	第15条第6号	市民課
58	R4.3.25	開示	請求者に対する調査、相談、対応記録		R4.4.6	部分開示	第15条第6号	介護保険課
59	R4.3.25	開示	介護認定審査会資料		R4.3.29	開示		介護保険課
60	R4.3.28	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		R4.3.31	不開示	文書不存在	市民課
61	R4.3.29	開示	調査の指針に基づく報告書		R4.4.12	不開示	文書不存在	学校教育課
62	R4.3.29	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		R4.4.12	不開示	文書不存在	学校教育課
63	R4.3.29	開示	印鑑登録証明書の写しの交付請求書		R4.4.12	不開示	文書不存在	学校教育課

3 情報公開関係例規

(1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号
平成28年3月22日条例第2号 平成30年3月30日条例第3号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にならなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をした

ときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市(本市が設立した地方独立行政法人を含む。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号)によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。（後略）

(2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号
平成30年 3月30日規則第48号 令和元年 6月27日規則第3号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月27日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。		

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

(3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

4 個人情報保護関係例規

宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号 平成19年3月23日条例第2号 平成21年12月25日条例第52号 平成28年3月22日条例第2号 平成29年6月27日条例第29号 令和3年9月30日条例第49号	平成17年12月20日条例第75号 平成21年3月30日条例第2号 平成27年9月18日条例第57号 平成29年3月24日条例第2号 平成30年3月30日条例第3号 令和4年3月28日条例第2号
----	---	--

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組

織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 一般の利用に供することを目的として保有しているもの

ハ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び目的

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(6) 個人情報の収集先

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。)を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達

成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供先に対する制限等)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

(電子計算機の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
 - (1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人
 - (2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することに

より、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- (3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの
 - (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
 - (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
 - (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの権利利益を害するおそれがあると認められるもの
 - (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
 - (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等をするができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」

という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの

規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報(情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定等)

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場

合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第2項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第42条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第21条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。（宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

（清武町の編入に伴う経過措置）

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条第2項の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている要配慮個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

(準備行為)

- 3 改正後の第6条第1項に規定する届出及び第7条第3項の規定による収集の制限のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(宮崎市情報公開条例の一部改正)

- 4 宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 5 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年9月30日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年7月26日
規則第37号

改正	平成17年3月31日規則第30号	平成18年3月31日規則第9号
	平成21年3月30日規則第9号	平成27年10月2日規則第76号
	平成28年3月30日規則第11号	平成30年3月30日規則第2号
	平成30年3月30日規則第48号	令和元年6月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
 - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
 - (2) 電子計算機処理の状況
 - (3) 目的外利用等の状況
 - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の状況
- 2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必

要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
 - (2) 旅券
 - (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類
- 2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- 3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
 - (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- (開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
 - (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)
- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。
- (意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報
報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。
(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。
(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に
定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等
期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。
(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。
(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各
号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式
第17号)
- (2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書
(様式第18号)
- (3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の
決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停
止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。
(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行う
ものとする。
(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。
(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにし
て行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分
の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第2号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。			

様式第 1 号～様式第 21 号（省略）

(3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号
(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			